

「平成30年度 包括外部監査結果報告書」の概要について

(子ども・子育て支援事業の事務の執行について)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

子ども・子育て支援事業の事務の執行について

3 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や、安心して子育てができる環境整備のための施策を行うことは、我が国の基本施策である。

広島市は、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したのを受け、平成27年3月に「広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが健やかに育つための環境づくりや、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり等を目標に20の重点施策を掲げ、現在様々な事業に取り組んでいる。

その中の具体的事業としては、小中学校の子どもへの保護者に対し、学用品費などを援助する就学援助事業、待機児童の解消に向け民間保育園等の整備に対し補助を行う施設整備補助事業、生活困窮世帯学習支援事業などがある。

未来を担う子どもの育成に関する事業は、厳しい行財政状況にある広島市において、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられることから、子ども・子育て支援事業の事務の執行について、合规性、有効性、経済性等の観点から、総合的に監査し検証することの意義は大きいものと判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

4 監査の対象期間

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)を監査対象としているが、必要に応じて過年度や平成30年度についても監査の対象とした。

5 監査の実施期間

平成30年6月1日から平成31年1月11日まで

6 監査対象部署

健康福祉局地域福祉課、こども未来局保育企画課、こども未来局保育指導課、こども未来局こども・家庭支援課、道路交通局道路部道路課、教育委員会総務部教育企画課、教育委員会総務部教育給与課、教育委員会総務部学事課、教育委員会青少年育成部育成課、教育委員会青少年育成部放課後対策課、教育委員会学校教育部教職員課、教育委員会学校教育部指導第一課、教育委員会学校教育部指導第二課、教育委員会学校教育部生徒指導課、教育センター、中区役所厚生部保健福祉課、東区役所厚生部保健福祉課（平成30年度より東区役所厚生部福祉課及び地域支えあい課）、南区役所厚生部保健福祉課、西区役所厚生部保健福祉課、西区役所建設部地域整備課、安佐南区役所厚生部保健福祉課、安佐南区役所農林建設部維持管理課、安佐北区役所厚生部保健福祉課、安佐北区役所農林建設部地域整備課、安芸区役所厚生部保健福祉課、佐伯区役所厚生部保健福祉課

7 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	税理士	大濱	香織
監査補助者	税理士	城所	美智子
監査補助者	弁護士	野田	隆史
監査補助者	公認会計士	福元	智代
監査補助者	税理士	小田	純子
監査補助者	税理士	二井谷	素子

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 監査の結果及び意見

本報告書において記載した「監査の結果（指摘事項）」及び「監査の意見」については、以下のように定義した。

(1) 監査の結果（指摘事項）

財務に関する事務の執行又は経営に係る事業の管理について、法令、条例、規則、要綱、要領、基準、契約条項等の規範等に違反がある場合、若しくは、不当な場合（違法ではないとしても、そのような運用をすべきではないという場合）

(2) 監査の意見

「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合

第2 監査の総括

1 監査対象事業の選定

(1) 広島市の平成29年度子ども施策

平成29年度子ども施策関連当初予算総額は約1,057億6,800万円であり、「広島市子ども・子育て支援事業計画」における4つの基本目標及び20の重点施策ごとの事業数及び当初予算額は次のとおりである。

(単位：千円)

基本目標及び重点施策	事業数	当初予算額
1. すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます		
子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進	20	24,550,230
ひとり親家庭への支援	24	6,933,545
障害のある子どもに対する支援	48	13,220,329
子どもの遊び場と居場所づくりの推進	39	3,677,628
児童虐待防止対策の推進	14	654,159
社会的養護体制の充実	10	1,660,093
子どもの権利の尊重と社会参加の促進	18	88,427
2. 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる環境づくりに取り組みます		
子どもと親の健康づくりの促進	32	6,701,594
子育て家庭に対する養育支援	19	258,351
教育・保育サービスの充実	34	41,655,470
子どもの放課後等の居場所の充実	3	1,858,378
子育て家庭の経済的負担の軽減	18	8,166,321
3. 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます		
社会全体で子供を育てる環境づくり	9	46,519
地域における子育て環境の充実	33	2,414,543
子育てと仕事の調和のための就労環境の推進	8	56,159
安全・安心なまちづくり	12	142,385
4. 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます		
知・徳・体の調和のとれた教育の推進	26	1,587,123
多様な教育の推進	21	30,747
いじめ、不登校、非行等対策の充実	20	1,122,171
青少年の健全育成	26	166,878

(出典:「平成 29 年度第 1 回広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(子ども・子育て会議)会議」資料 2 平成 29 年度子ども施策関連予算」に基づいて監査人が作成)

(注)一つの事業が複数の重点施策に該当する場合があるため、事業数及び当初予算額には重複がある。

(2) 事業の選定

「広島市子ども・子育て支援事業計画」では、4 つの基本目標の下、20 の重点施策を掲げ、全 434 事業(重複分を含む)がある。

平成 29 年度の一般会計における当初予算額の合計は、6,456 億円であり、そのうち子ども施策関連の当初予算額は、1,057 億円で、16.3%の割合を占めている。

その中で、平成 29 年度当初予算額が最も多い「教育・保育サービスの充実」における民間保育園等整備事業を始めとする待機児童問題の解決策となるべき事業や、当初予算額が 2 番目に多い「子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進」における生活困窮者自立相談支援事業などの子どもの貧困の問題を解決するための事業を主な監査対象とする。

なお、効率的に深度のある監査を実施するためには、さらに監査範囲を限定する必要があり、監査人が子育て経験者として興味を持ったところ、ボランティアや委託先など外部に支出が及んでいるところなど、事業を絞り込んだ。

2 監査の視点及び監査手続

(1) 監査の視点

ア 合規性

監査対象の事業に係る事務は、関係法令・条例・規則・要綱等に基づき適法かつ公平公正に行われているか。

イ 有効性

- ・目的の達成に向けて、効果的な事業内容となっているか(補助金等及び委託料は目的に従い有効的に活用されているか)。
- ・現在の社会情勢に即した事業内容となっているか。

ウ 経済性等

- ・監査対象の事業に係る事務は、計画性をもって経済的、効率的かつ実効性のあるものとして実施されているか。また、事業に係る費用対効果の確認が行われているか。
- ・民間に移行するなど、市として縮小していくべき事業がないか。

(2) 監査手続

ア 事前準備

- (ア) 過年度の広島市包括外部監査結果の収集・分析
- (イ) 子ども・子育て支援事業を中心とした他の自治体の過年度の包括外部監査結果の収集・分析
- (ウ) 会計検査院による検査及び広島市監査委員による監査（定期監査、随時監査、行政監査、住民監査請求に基づく監査）結果の収集・分析
- (エ) 監査対象事業に関する過去3年度分の当初予算等、決算額の推移の分析
- (オ) 根拠法令・条例・規則等の資料収集と確認
- (カ) 国庫補助金関係の資料収集

イ 監査要点と実施した監査手続

監査対象事業に共通する、監査要点ごとの主な監査手続は次のとおりである。

	監査要点	監査手続
合規性	事業に係る事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。	決算額内訳、事業計画書、予算書、契約書、仕様書、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、保育園等の運営費支弁に関する調書、勤務日誌等の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令、条例、規則、要綱、手引、マニュアル、Q & A等に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続を検証した。
有効性	目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	広島市が策定した事業目標に対する施策の進捗状況について、担当者に質問した。 事業実績報告書の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。 事業の成果指標について、年次推移の分析、他の自治体との比較、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。

	監査要点	監査手続
有効性	長期間継続している事業は、現在の社会情勢に適応したものであるか。	事業利用者のアンケート結果の分析、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について担当者に質問した。
	長期間、同一の委託先に事業を継続して委託している実態はないか。 契約の方式決定及び委託先の選定が適法かつ妥当であるか。	担当者に質問し、長期間の同一委託先への委託事業については、当該委託事業に係る予算額及び決算額の推移分析を行い、また、契約関係書類（見積書、随意契約理由書、契約書、仕様書）を閲覧した。
	運営費や補助金の交付、事業の委託を受ける法人等の事業実態を把握しているか。	保育園等への指導監査の実施状況について担当者に質問した。また、提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
経済性 効率性	事業に係る事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出負担行為・支出命令等の支出に係る資料、各種実績報告書、事業に係る決算書、会計帳簿、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。 固定資産台帳の記録と現物を照合する固定資産実査を行った。 分析的手続として、過去3年度分の予算額及び決算額を比較検討した。
	実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。	事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業計画書及び予算書と比較検討した。 支出時期が年度末に集中している事業については、請求書・領収証等の証憑書類の閲覧及び担当者への質問を実施した。

ウ 監査実施日

部署名	監査実施日
健康福祉局	6月1日～6月8日
道路交通局	6月8日～6月22日
こども未来局	7月4日～10月25日
教育委員会	7月10日～10月30日

3 監査の結果及び意見（要旨）

(1) 監査結果について

本監査において子ども・子育て支援事業を対象としたが、随意契約、一般競争入札、指定管理者制度、委託、補助金交付に基づく事業など、その監査事項は多岐にわたる。

広島市の職員以外の“人”が関わり、そこに予算がついて“お金”が渡り、消耗品等“もの”の購入や役務が提供される。ここに焦点をあてて、合規性に加え、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から監査を行った。特に重点をおいたのは、領収証、請求書などの証憑と現場を見ることであった。

その結果、広島市は、外部団体に委託する際の委託契約書やこれに付属する仕様書において、使用可能な経費の範囲などが十分に定められておらず、事業報告書の確認において、不適切な支出、あるいは経済的に疑問が生じる支出が看過されている事例が見受けられた。その主な事業は、おおむね以下のとおりである。

ア ひとり親家庭学習支援など

広島市は、ひとり親家庭学習支援、母子家庭就業支援などの事業遂行を外部団体に委託している。事業年度終了時に事業報告書を受け取るが、その確認が行き届いておらず、人件費、その他経費の支出など、一部委託料の処理について不適切な点が見受けられた。また、利用者から受け取った金銭が、受取名目以外の用途に使用されている事例も見られた。

ひとり親家庭学習支援事業及び母子家庭等就業支援事業の2事業で、委託先の不適切な経理処理の結果、委託料が1,454,349円過大に支払われており、担当課は委託先に対して返還を求めるべきである。

イ 児童手当

児童手当に係る事務において、一度支給した児童手当の返還を請求しなければならない事態が生じる場合がある。この返還請求権は、広島市にとっては債権である。ところが、この債権管理が十分に行われていない事例が散見された。また、返還の期限が過ぎた場合、本来であれば延滞金を徴収すべきところ、これが実施されていない事例が見られた。

ウ 児童館・放課後児童クラブ

広島市は、児童館及び放課後児童クラブを運営している。児童館と放課後児童クラブが併設されている施設が存在する一方で、児童館が併設されていない放課後児童クラブも存在する。後者においては、図書や遊具などが必ずしも充実しておらず、子どもの自発的な過ごし方の選択肢が限られる施設が見られ、これらの一層の充実が望まれる。また、児童館の長所の一つにホールを有する点があるが、エアコンが整備されておらず、夏の暑い日など一定の制限の下、使用が禁止されていた。子どもの心身等の発達に有効な、より充実した環境整備が望まれる。

エ 保育園運営

広島市は公立保育園 88 園を運営しているが、公立保育園の数を全国 20 の政令指定都市と比較すると、多い方から 3 番目に位置付けられる。

広島市は平成 20 年 12 月に公立保育園の民間移管も含めた「保育園のあり方について」を策定し、2020 年度まで 1 年に 2 園程度の割合で公立保育園の民間移管を進めることとしていた。しかし、その後、公立保育園が民間移管された実績はない。

私立保育園は、効率的なコストをもって保護者のニーズに沿った多様な保育サービスを提供している現状が伺える。中長期的には、公立保育園の民間移管を進めていくことは必要不可欠である。今後において、民間移管の検討が望まれる。

また、広島市は、保育園の修繕業務を特定の団体に長年にわたり随意契約によって委託しているが、経済性・透明性の観点から、競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

オ 安心・安全な通学路の整備

広島市は、通学路の整備を進めている。通学路が安全であることは重要なことであるが、工事によっては入札後の契約変更における工事費の増額の額が多い。透明性確保のため、入札時における設計書等のより適切な検査が望まれる。

カ 中学校関係

広島市は、中学校を運営している。生徒の学びや地域交流の機会を広げることなどを目的とし、各中学校（平成 29 年度実施校 24 校）の学校協力者会議に委託して『まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト』を実施している。これは一定の委託料の範囲内で多様な試みを行う事業であるが、事業実施要項の整備に不十分な点があり、認められない備品が購入された事例、正しく会計処理されていない事例、経済性に疑問を生じる支出がなされた事例が見られた。適切なルール整備が望まれる。

2つの学校協力者会議に対する委託料のうち合計 196,804 円は補助対象経費として

認められるものではないため、担当課は学校協力者会議に対して返還を求めるべきである。

厳しい財政状況にある広島市にあっては、財政健全化に対する職員一人ひとりの意識を一層高め、前記した問題を改善され、今後の事業推進及び事務の執行に臨まれることを期待したい。

(2) 監査対象事業と監査の結果（指摘事項）及び意見の件数

包括外部監査の対象とした事業は、合計 43 事業である。このうち、法令等に違反がある場合、若しくは、不当な場合に該当する「監査の結果（指摘事項）」として、8 事業合計 31 件を検出した。また、「監査の結果（指摘事項）」に該当しないが、経済性、効率性、有効性の視点からのものも含め、問題点等がある場合に該当する「意見」として、22 事業合計 44 件を検出した。

事業番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数
1	生活困窮世帯学習支援事業	地域福祉課	1	1
2	生活困窮者自立相談支援事業	〃	-	2
3	ひとり親家庭学習支援事業	こども・家庭支援課	5	3
4	ひとり親家庭等居場所づくり事業	〃	3	2
5	母子家庭等就業支援事業	〃	9	2
6	児童手当の支給	〃	3	-
7	こんにちは赤ちゃん事業	〃	-	2
8	妊娠・出産包括支援事業	〃	-	1
9	地域子育て支援拠点等事業	〃	-	1
10	保育園の耐震化の推進	保育企画課	-	-
11	保育園等運営	保育企画課 保育指導課	2	3
12	保育料の軽減・減免	保育企画課	-	-
13	病児・病後児保育	保育指導課	-	2
14	ファミリー・サポート・センター事業	こども・家庭支援課	-	-

事業 番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数
15	保育サービス相談事業	保育指導課	-	-
16	認可外保育施設認可化移行 支援事業	"	-	-
17	民間保育園等整備補助	保育指導課	-	2
18	安心・安全な通学路の整備	道路課、西区 役所地域整備 課、安佐南区 役所維持管理 課、安佐北区 役所地域整備 課	1	1
19	私立幼稚園就園奨励費補助 事業	学事課	-	1
20	就学援助	"	-	-
21	特別支援教育就学奨励費	"	-	-
22	市立高等学校の授業料減免	"	-	1
23	児童館運営	放課後対策課	-	-
24	放課後児童クラブの運営	"	-	2
25	放課後児童クラブ職員等専 門研修	"	-	-
26	児童館の耐震化・大規模修繕	"	-	1
27	民間放課後児童クラブ運営 費等補助	"	-	1
28	民間放課後児童クラブ施設 整備費補助	"	-	-
29	学校人権教育推進事業	指導第一課 指導第二課	-	-
30	青少年総合相談センターの 運営	育成課	-	1
31	「ひろしま型カリキュラム」 の推進	指導第一課 教育企画課他	-	2

事業番号	事業名	所管課	監査の結果 (指摘事項) 件数	意見 件数
32	少人数教育の推進	指導第一課 教育企画課他	-	-
33	中学校文化部活動活性化支援事業	指導第二課	-	-
34	中学校運動部活動活性化支援事業	"	-	-
35	運動部活動指導者招へい事業	"	-	-
36	Dスポーツ指導者招へい事業	"	-	-
37	教員の資質・能力向上推進事業	"	-	-
38	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	"	7	10
39	不登校等対策ふれあい事業	生徒指導課	-	-
40	不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の運営	"	-	2
41	非行防止地域巡回事業	育成課	-	1
42	非行防止活動推進事業	"	-	-
43	非行防止自立支援事業	"	-	-
検出件数合計			31	44

(3) 監査の結果（指摘事項）及び意見の一覧表

監査の結果（指摘事項）及び意見は次のとおりである。

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要 ページ	報告書 ページ
1	生活困窮世帯学習支援事業	【指摘事項 1 - 1】委託料（集合型）が過大計上されていることについて	18	22
		【意見 1 - 1】マンツーマン型の参加人数について	18	25
2	生活困窮者自立相談支援事業	【意見 2 - 1】委託事業における収支計算書の確認について	19	36

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
2	生活困窮者自立相談支援事業	【意見 2 - 2】仕様書の記載について	20	37
3	ひとり親家庭学習支援事業	【指摘事項 3 - 1】委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて	20	48
		【指摘事項 3 - 2】手当等の重複計上による委託料の支出誤りについて	21	50
		【指摘事項 3 - 3】消費税の重複計上について	22	51
		【指摘事項 3 - 4】平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて	22	52
		【指摘事項 3 - 5】委託先の変更契約及び事業計画の予算書変更手続の過怠に対する指導について	22	55
		【意見 3 - 1】「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書の記載と算定ルールの明確化について	23	59
		【意見 3 - 2】手当における源泉徴収漏れについて	25	60
		【意見 3 - 3】実績報告書の確認不足について	25	62
4	ひとり親家庭等居場所づくり事業	【指摘事項 4 - 1】社会保険労務士の顧問料について	26	67
		【指摘事項 4 - 2】インターネットバンキング基本使用料について	26	68
		【指摘事項 4 - 3】事務員兼補助員の給料等について	26	69
		【意見 4 - 1】人件費の算出方法について	27	70

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
4	ひとり親家庭等居場所づくり事業	【意見 4 - 2】「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」について	27	71
5	母子家庭等就業支援事業	【指摘事項 5 - 1】委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて	28	81
		【指摘事項 5 - 2】受講生負担金返金額が誤って講習会諸費として計上され委託料が支払われたことについて	29	83
		【指摘事項 5 - 3】受講生負担金を財源とした支出は、平成 29 年度就業支援講習会事業の使途として不適切であることについて	29	87
		【指摘事項 5 - 4】受講生負担金の使途の定めについて	30	88
		【指摘事項 5 - 5】「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書、予算、決算及び金額の算定根拠について	31	96
		【指摘事項 5 - 6】消費税の重複計上について	33	99
		【指摘事項 5 - 7】プログラム策定員の期末手当に計上した昼食代について	33	101
		【指摘事項 5 - 8】就業支援活動事業用のパソコン購入について	34	102
		【指摘事項 5 - 9】平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて	35	104
	【意見 5 - 1】決算書に計上した科目の修正について	35	105	

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
5	母子家庭等就業支援事業	【意見 5 - 2】各種手当に関する源泉徴収漏れについて	35	106
6	児童手当の支給	【指摘事項 6 - 1】児童手当等返還金の債権管理における債権管理状況一覧への記載漏れが頻発していることについて	36	115
		【指摘事項 6 - 2】担当課における債権管理状況一覧の確認不足について	36	116
		【指摘事項 6 - 3】延滞金の減免処分について	37	122
7	こんにちは赤ちゃん事業	【意見 7 - 1】こんにちは赤ちゃん事業と、家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」の計画への取組について	37	129
		【意見 7 - 2】民生委員・児童委員への研修について	38	131
8	妊娠・出産包括支援事業	【意見 8 - 1】予算執行率の低さについて	38	141
9	地域子育て支援拠点等事業	【意見 9 - 1】補助金支給額の正確性について	39	145
11	保育園等運営	【指摘事項 11 - 1】公立保育園清掃業務の契約締結前の公表が行われていないことについて	40	194
		【指摘事項 11 - 2】公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に記載された修繕件数について	40	197
		【意見 11 - 1】公立保育園の民間移管について	41	201
		【意見 11 - 2】公立保育園における施設補修、随意契約の妥当性について	42	208
		【意見 11 - 3】公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について	43	212

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
13	病児・病後児保育	【意見 13 - 1】「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策の未達成について	44	221
		【意見 13 - 2】利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての説明の未実施について	44	224
17	民間保育園等整備補助	【意見 17 - 1】前払土地賃借料の取扱いについて	45	243
		【意見 17 - 2】転貸借契約に係る確認手続について	46	243
18	安心・安全な通学路の整備	【指摘事項 18 - 1】施行伺契約依頼伺の職務権限規程違反について	46	249
		【意見 18 - 1】請負工事変更契約の多発及び契約時期について	47	250
19	私立幼稚園就園奨励費補助事業	【意見 19 - 1】保育料等が減免されない保護者に、減免額 0 円と記載した「保育料等の減免確認書」を提出させている件について	49	261
22	市立高等学校の授業料減免	【意見 22 - 1】自営業者の減免の判定基準について	50	274
24	放課後児童クラブの運営	【意見 24 - 1】児童館に附設されていない放課後児童クラブについて	51	284
		【意見 24 - 2】放課後児童クラブの職員の勤務時間について	52	284
26	児童館の耐震化・大規模修繕	【意見 26 - 1】吉島児童館の壁の亀裂と天井の穴について	52	287
27	民間放課後児童クラブ運営費等補助	【意見 27 - 1】賃貸借物件の耐震性について	53	290
30	青少年総合相談センターの運営	【意見 30 - 1】広島市のホームページについて	54	296
31	「ひろしま型カリキュラム」の推進	【意見 31 - 1】実施授業時間数の在り方について	54	302
		【意見 31 - 2】委託事業の検査の在り方について	57	305

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
38	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	【指摘事項 38 - 1】源泉所得税の不納付について	57	319
		【指摘事項 38 - 2】報償費の計算の基礎となる記録の不備について	58	324
		【指摘事項 38 - 3】補助対象に該当しない時間に係る報償費について	62	329
		【指摘事項 38 - 4】地域貢献活動における点字講師と手話講師の講師料について、報償費以外の科目で計上していた件及び源泉所得税を徴収しなかった件について	62	329
		【指摘事項 38 - 5】学校協力者会議が認められない備品（パソコン及び冷蔵庫）を購入し、事実と反する領収証を受け取った件について	63	331
		【指摘事項 38 - 6】ボランティアへの茶菓のお礼について	64	332
		【指摘事項 38 - 7】領収証の紛失について	65	333
		【意見 38 - 1】事業費の管理方法について	65	334
		【意見 38 - 2】学習ソフト「みんなの学習クラブ」の使用方法について	65	335
		【意見 38 - 3】コーディネーター、学習支援員、体験活動外部講師の実働時間に係る学校ごとの認識の違いについて	66	336
		【意見 38 - 4】報償費に係る源泉所得税について	67	337
		【意見 38 - 5】学習ソフト「みんなの学習クラブ」の事実と異なる記載の領収証の授受がなされた件について	67	338
【意見 38 - 6】中学校の消耗品を借用することについて	69	340		

事業番号	事業名	監査の結果（指摘事項）及び意見	概要ページ	報告書ページ
38	まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト	【意見 38 - 7】平成 30 年 4 月以降に使用する消耗品費等代について	69	342
		【意見 38 - 8】教育支援活動専用教室以外での使用物品の消耗品費計上について	71	344
		【意見 38 - 9】ルールの整備について	71	345
		【意見 38 - 10】成果の共有と改善について	73	347
40	不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の運営	【意見 40 - 1】「広島市情報セキュリティポリシー」に基づく USB メモリの取扱いについて	74	350
		【意見 40 - 2】USB メモリの通番管理について	74	350
41	非行防止地域巡回事業	【意見 41 - 1】青少年指導員に支払う謝礼金について	75	352

第3 監査対象事業と監査の結果（指摘事項）及び意見

《健康福祉局》

1 【事業1】 生活困窮世帯学習支援事業

【指摘事項1-1】 委託料（集合型）が過大計上されていることについて

健康福祉局地域福祉課及びこども未来局こども・家庭支援課が所管する「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業」の委託料11,842千円はこども未来局と健康福祉局で按分しており（按分割合は、こども未来局が103/147、健康福祉局が44/147）健康福祉局負担分3,544千円が本事業の集合型に係る費用として平成29年度の決算額に計上されている。

「ひとり親家庭学習支援事業」【指摘事項3-2】及び【指摘事項3-3】で後述するとおり、平成29年度に支払済の委託料のうち219,183円は委託先に返還を求めべきであり、このうち健康福祉局が負担した金額は、65,606円（219,183円×44/147）である。

担当課は、こども未来局こども・家庭支援課と連携して、過大に支払った委託料の返還手続を進める必要がある。

【意見1-1】 マンツーマン型の参加人数について

マンツーマン型について、平成29年4月から平成30年3月までの「参加状況連絡票」を基に、平成29年度末時点における登録者数107人について、個人別の学習支援会への参加状況を分析したところ、平成29年度中に1度も学習支援会に参加していない者が登録者の半数近くの52人（49%）、参加回数が3回以下の者が13人（12%）、参加回数が4回以上の者が42人（39%）という結果になった。

生活困窮世帯を対象とした学習支援会であるという事業の性質上、参加者は公募しておらず、ケースワーカー等からの紹介を受けて、参加者本人が集合型かマンツーマン型かを選択して、マンツーマン型を選んだ者が登録される仕組みになっている。マンツーマン型の学習支援事業は広報しておらず、学習支援会の実施会場は非公表となっている。

マンツーマン型の学習支援会は単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくりやコミュニケーション能力の形成など、子どもの将来の自立に向けた支援を行うことを目的としているため、広島市内の生活保護受給世帯の小学4年生から中学3年生までの子ども約1,400人の全員が本事業の支援を必要とするものではないが、平成29年度において実際に本事業を利用した子どもが55人とどまったという実績を見ると、監査人としては、登録者及び参加者を増やす取組が必要であると考えます。

担当課は、今後は、ケースワーカーに対して、子どもがいる世帯の状況把握をこれ

まで以上に十分に行い、学習支援会への参加の必要性について検討を促すとのことである。

欠席が続く登録者については、当該登録者の学習支援会の参加状況を記載した「参加状況連絡票」を担当課から当該登録者の担当ケースワーカーに送付し、担当ケースワーカーが当該登録者に対して状況確認をする流れになっているものの、平成 29 年度の出席状況からは、担当ケースワーカーからの働きかけの効果がない子どもが登録者の約半数にのぼっていることが分かる。

この点に関しては、担当課は、登録を行っても学習支援会に参加してこない子どもやその保護者に対して家庭訪問によるアウトリーチ等のアプローチを学習支援員等が行うことを検討するとのことなので、この取組により、学習支援会への参加人数が増えることを期待したい。

登録者及び参加者を増やすために、ケースワーカーとの連携の強化及びアウトリーチ等のアプローチを確実に実行されるとともに、実行結果と問題状況の更なる分析と改善検討を今後も進められたい。

2 【事業 2】 生活困窮者自立相談支援事業

【意見 2 - 1】 委託事業における収支計算書の確認について

広島市は、委託先と「生活困窮者自立相談支援事業」(以下【意見 2 - 1】において「本事業」という。)と「家計相談支援事業」の 2 事業を合わせて 1 つの委託契約を締結しており、「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」(以下【意見 2 - 1】において「仕様書」という。)も 2 事業まとめて作成されているが、仕様書によれば、本事業と家計相談支援事業は区分して収支決算報告を行う必要があるとされている。これに従い、委託先は、本事業と家計相談支援事業とを区分して収支計算書を作成している。

「平成 29 年度生活困窮者自立相談支援事業業務収支計算書」には「人件費支出」として 81,012,435 円が計上されているが、監査人から担当課に提供を依頼し、担当課が委託先から入手した人件費支出の明細と照合したところ、人件費支出の正しい金額は 81,008,935 円であることが判明した。すなわち、本事業の人件費支出としては、あるべき金額より 3,500 円多い金額が計上されていた。

一方、「平成 29 年度家計相談支援等事業業務収支計算書」の人件費支出は、あるべき金額より 3,500 円少ない金額が計上されていた。委託先の会計帳簿上、2 事業は「生活困窮者自立相談等事業」として同一の区分で管理されており、収支計算書を作成する際に、2 事業への人件費の振り分けの計算誤りにより、3,500 円の入り繰りが生じたものと推定する。

担当課によれば「委託先が提出した収支計算書については、当初予算額や過去の実績と比して乖離している箇所はないか等を確認し、不審な点があれば必要に応じて確認するなどの方法をとっている。また、委託先の広島市社会福祉協議会が本市の関係団体であり、財務に関する調査、監査等を定期的に受けていることから、領収証までの確認は行っていない」とのことであった。

委託料の額を確定するのに、収支計算書はその拠り所となる書類であり、担当課は、収支計算書の検証を適正に実施する必要がある。

【意見 2 - 2】 仕様書の記載について

「広島市生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業業務委託仕様書」(以下【意見 2 - 2】において「仕様書」という。)には「必要な事務所等の準備」として「本業務の実施に必要な事務所並びに机、椅子、キャビネット、カウンター及びパソコン等の設備は、受注者の負担で用意すること。」と記載されている。

しかし、実際には職員用事務機の購入費や職員用パソコンリース料は委託料の支払の対象になっており、受注者の負担ではなく、発注者である広島市が負担している。

仕様書の記載に疑義が発生する余地がないようにするために、仕様書の文言は、「受注者の負担で用意すること。」とするのではなく、「受注者が手配して用意すること。ただし、受注者は、この用意に要する費用を委託料から支出されるべき経費として計上することができる。」などの表現に変更する必要がある。

《こども未来局》

1 【事業 3】 ひとり親家庭学習支援事業

【指摘事項 3 - 1】 委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて

広島市は、ひとり親家庭学習支援事業・生活困窮世帯学習支援事業を委託している。

委託先は担当課に「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実績報告書」(以下【指摘事項 3 - 1】において「実績報告書」という。) 「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」(以下【指摘事項 3 - 1】において「決算書」という。) 及び「精算書」を提出し、こども未来局こども・家庭支援課長が決裁の上、委託先に対して、「平成 29 年度委託事業に係る事業実績報告の承認について(通知)」(以下【指摘事項 3 - 1】において「承認通知」という。) を交付している。承認通知には、「事業完了に伴い精算を審査した結果、適正に事業が執行されている

ので、これを承認することとする。」と記載され、「精算結果」として、「概算払額 11,842,200 円、精算額 11,842,200 円、差引 0 円」と記載され、結果として、委託料は 11,842,200 円で確定した。

監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた本委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、委託先の不適切な経理処理と担当課による審査が十分でなかったため、委託料が合計で 244,677 円過大に支払われている事案が見受けられた。また、実績報告書に記載された「受講者数」及び「出席状況」の記載にも誤りがあることを確認した。

広島市契約規則第 35 条第 2 項では、「委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない」と定めている。債務を確定する上で必要な委託先から提出される実績報告書及び決算書等について担当課において確認はしているものの不十分であったため、実績報告書及び決算書に誤りがあることを見付けられなかった。その結果として、委託料が過大に支出されることとなったことから、同項で定める検査を適切に実施したとは言えない。

担当課は、承認通知を出す際の審査においては、決算書に計上された決算額を構成する個別の取引内容について確認を行う必要がある。

「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」に計上されていない費用が決算書に計上され委託料として支払われていたこと、人件費等の重複計上及び消費税の重複計上により委託料が過大に支払われたという不適切な経理処理は、本事業が開始された平成 26 年度から委託先において行われている可能性が考えられる。担当課は、平成 26 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

【指摘事項 3 - 2】 手当等の重複計上による委託料の支出誤りについて

委託料が適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先職員 A 氏の平成 29 年 4 月分から 6 月分までの手当 126 千円及び平成 29 年 4 月分の交通費 4,920 円の合計 130,920 円が委託先の会計処理の誤りにより、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の事務連絡費と会議費に重複して計上され、その結果として委託料が 130,920 円過大に支払われた事案が見受けられた。130,920 円は委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

【指摘事項 3 - 3】 消費税の重複計上について

委託料が、適正に支出(委託業務の内容に沿った支出)されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」に計上された消費税 230,363 円には、税込み金額にさらに 8%を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が 78,183 円過大になっている。これと、【指摘事項 3 - 2】に記載した人件費の返還額 126 千円に係る消費税 10,080 円を合わせた金額は 88,263 円である。

担当課は委託先に対して 88,263 円の返還を求めるべきである。

【指摘事項 3 - 4】 平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて

委託料が、適正に支出(委託業務の内容に沿った支出)されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成 30 年度の事業に用いる切手代 5,494 円及び収入印紙 20 千円の合計 25,494 円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれている。

広島市と委託先が締結した委託契約書には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに返還しなければならないと定められている。このように本委託業務は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、委託契約書第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、平成 29 年度の委託料で負担した切手代 5,494 円及び収入印紙 20 千円の合計 25,494 円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

【指摘事項 3 - 5】 委託先の変更契約及び事業計画の予算書変更手続の過怠に対する指導について

広島市は、ひとり親家庭学習支援事業を行っているが、そのやり方として、業務委託している。委託先は、家庭教師派遣事業を営む B 社及び C 社と委託契約を締結し、学習支援の業務全般を再委託している。

担当課の説明によれば、担当課から委託先に対して、中学 3 年生を対象に模擬試験を実施するようあらかじめ伝えていたにもかかわらず、委託先はそのことを失念し、再委託に係る仕様書に模擬試験を実施する旨を記載せずに B 社及び C 社と契約

を締結した。

委託先とB社との委託契約書（以下【指摘事項3-5】において「B社委託契約書」という。）には、委託料限度額が7,637,600円であり、委託料は第1期から第4期までにわたり各1,909,400円ずつ支払うことが定められている。委託先とC社との委託契約書（以下【指摘事項3-5】において「C社委託契約書」という。）には、委託料限度額は954,700円であり、委託料は第1期が237,700円、第2期から第4期までにわたり各239,000円ずつ支払うことが定められている。

委託先が担当課に提出し、担当課が承認した「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業予算書」（以下【指摘事項3-5】において「予算書」という。）においては、科目「講師報酬」、金額「8,592,300円」、内容「委託料（消費税を含む一式）B社7,637,600円、C社954,700円」と記載されていた。

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じて委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成30年3月26日に、「中3模試謝礼」として、委託先からB社に120千円（1会場20千円×6会場分）、C社に20千円（1会場分）の支払が行われ、合計140千円は「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の「講師報酬」に計上され、委託料の対象となった。しかし、この支払は、予算書に記載した「講師報酬」の金額には含まれておらず、また、B社委託契約書及びC社委託契約書にそれぞれ記載された委託料の限度額を超えた支払であった。

また、B社委託契約書及びC社委託契約書においては、委託料の支払はB社及びC社からの支払請求書の提出をもって行うものと定められている。ところが、「中3模試謝礼」として支払った合計140千円については、B社C社ともに、委託先宛に請求書を提出しておらず、1会場当たり20千円が模擬試験実施の対価であるという根拠となるべき合意の事実が明らかではない。

委託先は、B社及びC社から模擬試験実施に係る見積書を徴した上で、B社及びC社と変更契約を締結し、変更契約に定める方法で支払を実施する必要があったが、それを怠った。また、担当課承認済の「予算書」の「講師報酬」の金額について、変更手続を行う必要があったが、それを怠った。

担当課においては、委託先に適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

【意見3-1】 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書の記載と算定ルールの明確化について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成29年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の事務連絡費には、委託先が平成30年3月26日に「事務処理費」として委託先の会計帳簿に計上した

179,170 円、同日付け「年度末事務処理費」として計上した 9 千円の合計 188,170 円が含まれている。委託先の会計帳簿の記録によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の支払は現金で行われ、委託先が委託先自身の他会計に支払をしたという内容の委託先の経理担当職員による手書きの領収証が証拠書類として保管されている。

広島市と委託先が締結した委託契約書に係る仕様書（以下【意見 3 - 1】において「仕様書」という。）においては、委託料の用途は、以下のとおりとされている。

「5 委託料の用途

(1) 人件費

支援学生等への報酬、交通費

(2) 教材費

教材費、自己探求テスト等

(3) 募集経費

募集チラシ作成、その他広報費等

(4) 事務経費

カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等」

担当課によれば、委託事業に直接従事する者に係る人件費は仕様書(1)人件費に該当する。一方、委託事業に係る経理業務を実施するための人件費が「事務処理費」及び「年度末事務処理費」であり、仕様書(4)事務経費に該当し、「カリキュラム作成費、通信費、消耗品費等」の末尾の「等」に含まれるとのことだった。

仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の用途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

また、委託事業に係る経理業務の対価の算定根拠が明確でない。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的で客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は「事務処理費」179,170 円及び「年度末事務処理費」9 千円の金額の算定根拠について担当課を通じて、委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」の金額の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

【意見 3 - 2】 手当における源泉徴収漏れについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業決算書」の会議費には、平成 29 年 4 月 13 日に計上した担当者研修会手当 52 千円（2 千円×26 名）が含まれているが、委託先は源泉徴収を行っていない。

広島市ひとり親家庭及び生活困窮世帯学習支援事業実施要綱 3. 事業の委託には、「この事業は、一般財団法人 A に委託して実施する」と記載されており、一般財団法人 A は本事業にとって重要な団体である。委託先には、当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。また、広島市と委託先が締結した委託契約約款第 14 条には「乙は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。」と定められている。

担当課は委託料の対象になっている手当について、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

【意見 3 - 3】 実績報告書の確認不足について

委託先が担当課に提出した「平成 29 年度ひとり親家庭・生活困窮世帯学習支援事業実績報告書」（以下【意見 3 - 3】において「実績報告書」という。）には「1. 受講者数」及び「2. 出席状況」の 2 点が記載されている。

「1. 受講者数」については他の関連資料との不整合があり、「2. 出席状況」については合計人数の足し算の計算誤り及び他の関連資料との不整合があるが、いずれについてもこども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は見過ごしている。

広島市契約規則第 35 条第 2 項では、委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行わなければならない、と定めている。

実績報告書は債務の確定のために担当課が検査すべき重要な書類であり、こども未来局こども・家庭支援課及び健康福祉局地域福祉課は実績報告書の確認を確実にを行う必要がある。

2 【事業4】 ひとり親家庭等居場所づくり事業

【指摘事項4-1】 社会保険労務士の顧問料について

団体Aは、社会保険労務士の顧問料の一部である4,800円を補助対象経費に計上している。担当課を通じた説明によれば、社会保険労務士は、子ども食堂従事者の労務管理顧問をしているとのことである。

しかし、事業費につき補助対象経費となるのは、「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」第3条に定めるサービスの提供に直接必要となる経費である。社会保険労務士の顧問料は、団体運営経費ではあるとしても、上記サービス提供に直接必要となる経費ではない。したがって、この顧問料は、補助対象外経費である。

なお、団体Aへの補助金額は事業開催日数により算定されており、団体Aは、補助金の他に本事業による収入や他事業からの繰入金によって、本事業を運営している。したがって、上記補助対象外経費の計上が、直ちに補助金返還原因となるものではない。

そうであるとしても、担当課は、団体Aに対して、上記部分の訂正を求め適正な事業収支決算書兼精算書の作成を指導すべきである。また、過年度分についても同様の経理処理がなされていないかを調査し、問題があれば訂正を求めるべきである。

【指摘事項4-2】 インターネットバンキング基本使用料について

団体Aは、金融機関のインターネットバンキングの基本使用料の一部を、補助対象経費に計上している。このインターネットバンキングの基本使用料は、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第3条に定めるサービスに直接必要な経費ではない。

なお、団体Aへの補助金額は事業開催日数により算定されており、団体Aは、補助金の他に本事業による収入や他事業からの繰入金によって、本事業を運営している。したがって、上記補助対象外経費の計上が、直ちに補助金返還原因となるものではない。

そうであるとしても、担当課は、団体Aに対して、上記部分の訂正を求め適正な事業収支決算書兼精算書の作成を指導すべきである。また、過年度分についても同様の経理処理がなされていないかを調査し、問題があれば訂正を求めるべきである。

【指摘事項4-3】 事務員兼補助員の給料等について

団体Aは、団体の事務員の給料の一部を補助対象経費の人件費として計上している。しかし、団体Aは、当該事務員がサービス提供に直接従事した日時を記載した帳票を作成していなかった。

広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第 11 条には、「補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、当該補助事業等の完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しておかなければならない。」と定めている。

担当課は、サービス提供に直接従事した日時が把握できる帳票を作成するよう指導すべきである。

【意見 4 - 1】 人件費の算出方法について

団体 A は、以下の計算方法により、事務長と事務員の人件費のうち本件補助対象経費を算出している。

当該者の給与月額総額を算出し、これに「0.2」を乗じる方法

「0.2」は、団体 A の全事業のうち本事業が占める割合(事業比率)を意味する。この割合は、団体 A の仕訳伝票枚数全体のうち、本事業のために作成された仕訳伝票枚数の割合などをもって算出されている。

賃金などのうち補助対象経費となるのは、広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱第 3 条に定めるサービス提供に直接従事している労働に対する賃金であり、直接には従事していない労働に対する賃金は補助対象外経費となる。

したがって、補助対象経費となる賃金は、当該者が実際に本事業のサービスに直接従事した労働時間を基礎とすることが望ましい。すなわち、上記給与総額に事業比率を乗じる算出方法は、便宜的な方法であって、必ずしも本事業のサービスに直接従事した時間を基礎としていない。団体 A は、本事業以外にも事業を行っているが、伝票枚数等の比率は必ずしも本事業実施時間と一致しているとは限らない。また、伝票枚数等の比率は、本事業のためとはいえ補助対象外経費とされている団体の事務職員の賃金や役員報酬まで含むリスクを排除し得ない。

この意味で、補助対象経費となる賃金の算出は、上記事業比率を乗じる方法ではなく、シフト表や日報に記載された、本事業のサービスへの直接時間を基礎として行われることが望ましい。

【意見 4 - 2】 「広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱」について

平成 30 年 4 月 1 日施行で本事業の広島市ひとり親家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱が改正され、第 5 条には第 2 項が追加された。

第 5 条 …(省略)…

2 本事業以外の事業等を実施している実施団体にあつては、本事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

本事業とそれ以外の事業等に経費を按分する場合は、按分の根拠を明確にするよう定めている。

また、第5条の別表1の改正により、補助対象経費については、人件費には管理者やボランティアの交通費が追加された。事業費には、取得価格2万円未満の書籍、遊具、調理器具、広告用チラシ印刷費、文具、食材の運搬時の運賃、タクシー代、ガソリン代、外部へのホームページ制作委託費などの例示が加えられている。

さらに、補助対象外経費には、電子ゲーム機器、ゲームソフト類、タブレット端末等の例示が加えられている。

改正前に比べて、補助対象経費の範囲が詳細に記されている。担当課における補助対象経費の確認作業も実施しやすくなったと考えられる。

平成29年度においては、補助対象経費に社会保険労務士の顧問料やインターネットバンキング基本使用料が計上される事例が見られたが、平成30年度以降は、改正された交付要綱の内容に照らして、補助対象経費の確認作業を確実に行う必要がある。

3 【事業5】 母子家庭等就業支援事業

【指摘事項5-1】 委託事業に係る事業実績報告等の確認が不十分であったため、委託料が過大に支払われたことについて

広島市は、母子家庭等就業支援事業を委託し実施している。

委託先は担当課に「平成29年度母子家庭等就業支援事業実績報告書」(以下【指摘事項5-1】において「実績報告書」という。)、 「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」(以下【指摘事項5-1】において「決算書」という。)及び「精算書」を提出し、これを受けて、こども未来局こども・家庭支援課長が決裁の上、委託先に対して、適正に事業を執行されたことを承認する旨を記載した「平成29年度母子家庭等就業支援事業委託契約に係る実績報告の承認について」(以下【指摘事項5-1】において「承認通知」という。)を交付した。結果として、委託先への委託料は21,543,757円で確定した。

監査人が、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた本委託業務に関する委託先作成の会計帳簿、会計伝票、納品書、請求書、領収証等の関連証憑と、決算書を照合したところ、委託先の不適切な経理処理と担当課による審査が十分でなかったため、委託料が合計で1,209,672円過大に支払われている事案が見受けられた。

広島市契約規則第35条第2項では、「委託契約の給付の完了の確認については、契約書その他の関係書類に基づき、給付の内容及び数量について検査を行なわなければならない」と定めている。債務を確定する上で必要な委託先から提出される実績

報告書及び決算書等について担当課において確認はしているものの不十分であったため、決算書に誤りがあることを見つけれなかった。その結果として、委託料が過大に支出されることとなったことから、同項で定める検査を適切に実施したとは言えない。

担当課は、承認通知を出す際の審査においては、決算書に計上された決算額を構成する個別の取引内容について確認を行う必要がある。

委託先との本事業に関する委託契約は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき単年度契約を毎年度締結し、平成 30 年度においても委託事業を継続している。

受講生負担金を財源とした支出が就業支援講習会事業の経費の使途として不適切であると認められる件や、消費税の重複計上等により委託料が過大に支払われたという不適切な経理処理は、本事業が開始された当初から委託先において行われている可能性が考えられる。

担当課は、平成 25 年度から平成 28 年度までの本事業について、各年度の決算書に計上された金額を構成する個別の取引について、委託先が作成した会計帳簿及び関連証憑の精査を実施し、委託料の金額が適正であったかどうか検証し、必要に応じて委託料の返還を委託先に求めるべきである。

【指摘事項 5 - 2】 受講生負担金返金額が誤って講習会諸費として計上され委託料が支払われたことについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、パソコン講習会の受講生 1 名から徴収したパソコン講習会の受講生負担金 5 千円のうち、4 千円を平成 29 年 8 月 28 日に当該受講生に返金した。

受講生から徴収した受講生負担金の返金額は費用には該当せず、委託料の対象にはならないものであるが、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」を作成する際に、委託先が集計作業を誤ったことにより、就業支援講習会パソコン「講習会諸費」の決算額に受講生負担金の返金額 4 千円を計上したため、委託料が 4 千円過大に支払われることとなった。

したがって、この 4 千円は委託先から広島市に返還されるべきであり、担当課は委託先に対してこの返還を求めるべきである。

【指摘事項 5 - 3】 受講生負担金を財源とした支出は、平成 29 年度就業支援講習会事業の使途として不適切であることについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、就業支援講習会を行い、受講生負担金を徴収している。平成 29 年度の就

業支援講習会に参加した受講生から委託先が徴収した受講生負担金の額の合計額は460千円であった。

就業支援講習会の受講生の募集は、委託先のホームページに募集のためのチラシを掲載し、並行して、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」において募集の告知記事を掲載している。受講生から受講生負担金を徴収して開催する講習会の募集の機会は、平成29年度に合計で8回（パソコン講習会は3回、それ以外の簿記2級・3級講習会、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、医療事務講習会及びガイドヘルパーは各1回）あった。8回のうち介護職員実務者研修を除く7回については、チラシ又は「ひろしま市民と市政」の募集要項の受講料に関する記載に、「受講料（テキスト代含む。）」などと明記し、受講生負担金の一部は講習会で使用するテキスト代に充てられる旨が記載されていた。介護職員実務者研修については、「受講料10,000円」と記載されていた。しかし、実際には、就業支援講習会で使用するテキスト代は「平成29年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項5-3】において「決算書」という。）の就業支援講習会事業の決算額に計上され、委託料の対象になっており、受講生負担金はテキスト代に充当されていない。

委託先の会計帳簿によれば、実際には、受講生負担金相当額は次のように使われている。

- (a) 平成30年3月29日 パンフレット 140,940円
 - (b) 平成30年3月29日 事務処理費 180千円
 - (c) 平成30年3月31日 ポット2台 7,688円
 - (d) 平成30年3月31日 講習会消耗品・事務用品費他 132,372円
- (a)から(d)までの合計461千円

委託先は受講生負担金を上記(a)から(d)までの用途に使っているが、取引日付けは、平成30年3月29日と平成30年3月31日であり、年度末に集中している。平成29年度の就業支援講習会はそれより1か月以上前に全て終了しており、受講生から徴収した受講料を、当該受講生の講習のために使ったとはいえない。取引内容を見ても、受講生負担金から支出すべきものではない。

受講生負担金460千円の使途は不適切であり、本来は、決算書に計上された就業支援講習会事業の決算額4,185,062円の一部に460千円を充当すべきである。その結果、委託料に同額の剰余金が生じることとなり、460千円は広島市に返還されるべきであり、担当課はこの返還を求めるべきである。

【指摘事項5-4】 受講生負担金の使途の定めについて

受講生負担金の使途の適否を検討する前提となる考え方として、委託先は、使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第6条に基づいて精算する。広島市と

委託先との委託契約は、概算精算方式を採用しており、委託先が事業のために使用した経費は、委託料限度額の範囲内で広島市が負担することとしている。このように公金によって経費が負担された事業において、事業を行う者が受講生から受講料を徴収し利益を上げることは、一般市民の理解を得ることができないために、これは当然の取扱いであると言える。

現状では、委託契約書、委託契約約款、及び仕様書においては、受講生負担金の使途について何ら定めがない。すなわち、委託先がこの受講生負担金を使用してよい経費の範囲はどの範囲なのか、あるいは委託契約約款第 6 条に定める剰余金を精算する場合において、経費から受講生負担金分を控除した金額をもって精算を行うべきかなどについて、何ら定めがない。

受講生負担金の取扱いを契約約款に定める場合、以下の方向が相当である。

a 受講生負担金を使用してよい経費の範囲は、委託契約約款添付の仕様書に定める委託料の使途と同一とする。

b 使用した経費につき、まず受講生負担金を充て、これに不足する部分に委託料を充てるべきである。そして、委託料剰余金を委託契約約款第 6 条に基づいて精算する。

受講生負担金の取扱いにより、剰余金の精算額が左右され得るので、この受講生負担金の取扱いは、契約約款に定められるべきである。

【指摘事項 5 - 5】 「事務処理費」及び「年度末事務処理費」に関する仕様書、予算、決算及び金額の算定根拠について

委託料が、適正に支出(委託業務の内容に沿った支出)されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、平成 29 年度に「事務処理費」として 1,488 千円、「年度末事務処理費」として 165 千円、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」合計で 1,653 千円を「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」(以下【指摘事項 5 - 5】において「決算書」という。)に計上し、委託料の対象としている事案が見受けられた。「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は、委託先就労支援事業会計から委託先法人会計への内部振替であり、この取引に係る領収証は、月に 1 枚、委託先の経理職員が手書きで発行している。

担当課によれば、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託事業に係る経理業務の対価であるとのことだが、委託事業に係る経理業務の対価が委託料の使途に含まれることが、委託契約に係る仕様書上、明確に示されていない。仕様書の「等」に含むという曖昧な形ではなく、仕様書の「委託料の使途」に、委託事業に係る経理業務を明確に記載することが望ましい。

また、この「事務処理費」及び「年度末事務処理費」については、年度当初の事業

計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」(以下【指摘事項 5 - 5】において「予算書」という。)には計上されておらず、年度途中において事業計画の変更手続による予算書への計上が承認された事実もない。

「事務処理費」及び「年度末事務処理費」はプログラム策定事業の「プログラム策定員・報酬」「プログラム策定員・期末手当」、就業支援活動事業の「就労相談員・報酬」「事務職員・報酬」「事務職員・期末手当」の人件費の科目に分散して計上されているが、その事実は決算書の表示上は明らかにされていない。プログラム策定員・報酬等の人件費の科目について、決算書の備考欄には「(1 名分)」又は「(2 名分)」と記載されており、あたかも 1 人分又は 2 人分の人件費のみが計上されているように表示されているが、実際には人件費ではない「事務処理費」及び「年度末事務処理費」も含まれており、決算書は人件費の正しい金額を示していない。

以上のとおり、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は予算書に計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上されているため、担当課は委託先に対して、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。また、決算書の訂正を委託先に対し求める必要がある。

加えて「事務処理費」及び「年度末事務処理費」は委託先の本委託事業に係る会計と他会計との取引であり、金額について委託先の恣意性が介入しやすい性質の取引であることに鑑みれば、その金額の算定根拠は合理的かつ客観的に検証可能なものであることが必要である。しかし、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についての関連証憑は、委託先の経理担当職員による手書きの領収証のみであり、領収証には金額の算定根拠は示されていない。監査人は担当課を通じて、「事務処理費」1,488 千円、「年度末事務処理費」165 千円、合計 1,653 千円 of 金額の算定根拠について委託先に説明を求めたが、明確な回答を得ることはできなかった。

委託事業に係る経理業務の対価の算定方法については、合理的かつ客観的に検証可能な一定のルールをあらかじめ定めておくことが望ましい。

監査人が担当課にヒアリングを行ったところ、「事務処理費」及び「年度末事務処理費」が計上されていることは、監査人が照会を行うまで担当課は認識していなかった。また、担当課を通じて委託先に事実関係を確認したところ、「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよいと聞いており、長年、この方法で会計処理をしていた」旨回答がなされた。誰が何の権限に基づいて「賃金、期末手当より事務処理費等を計上してもよい」と言ったのかは明らかではないが、少なくとも、この会計処理は、予算書には計上されておらず、決算書では表に出ない形で計上され、正式な権限に基づいた承認もなされていないため、平成 28 年度以前の「事務処理費」及び「年度末事務処理費」についても、担当課は金額を精査し、委託先に決算書の訂正を求める必要がある。

【指摘事項 5 - 6】 消費税の重複計上について

「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」に計上された消費税 1,511,389 円には、税込み金額にさらに 8% を乗じて計算した金額が含まれており、消費税が重複している分、委託料の支払が 635,472 円過大になっている。

担当課は委託先に対して 635,472 円の返還を求めるべきである。

また、税込み金額にさらに 8% を乗じて委託料に係る消費税額を計算するという計算誤りは、【事業 3】「ひとり親家庭学習支援事業」【指摘事項 3 - 3】に記載したとおり、他の委託事業においても同様の問題が生じている。このことから、委託先においては委託事業全般について、消費税の重複計上を行っている可能性が否定できない。

担当課においては、本事業の平成 28 年度以前の消費税の再確認を行うのはもちろんのこと、委託先への委託事業のうち監査対象とした 2 事業以外の委託事業の消費税計算についても、重複計上の事実がないか、確認することが望ましい。

【指摘事項 5 - 7】 プログラム策定員の期末手当に計上した昼食代について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【指摘事項 5 - 7】において「決算書」という。）のプログラム策定事業の「プログラム策定員・期末手当」の決算額には、平成 30 年 3 月 23 日付けで「就労プログラム策定会議昼食代」として会計処理した昼食代の 8,640 円が含まれている事案が見受けられた。

この「昼食代」は、事業計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」（以下【指摘事項 5 - 7】において「予算書」という。）に計上されていない。言うまでもないことであるが、決算書における「プログラム策定員・期末手当」には、本来、自立支援プログラム策定事業に携わるプログラム策定員 2 人分の期末手当が計上されるべきである。

すなわち「プログラム策定員・期末手当」に計上した昼食代 8,640 円は、予算書に基づかず、決算書上も明らかでない。担当課は、決算書の訂正を委託先に求める必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

【指摘事項 5 - 8】 就業支援活動事業用のパソコン購入について

委託料が、適正に支出(委託業務の内容に沿った支出)されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、委託先は、平成 30 年 2 月 27 日にノートパソコン 147,960 円を購入し、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」(以下【指摘事項 5 - 8】において「決算書」という。)の就業支援活動事業の「通信運搬費」に計上している事案が見受けられた。

パソコン購入代金は、通常語義としての「通信運搬費」には該当しない。したがって、パソコン購入代金は、広島市と委託先との委託契約書に添付された「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業仕様書」(以下【指摘事項 5 - 8】において「仕様書」という。)第 4 項(3)に定める「通信運搬費」には該当しない。

事業計画における「平成 29 年度広島市母子家庭等就業支援事業予算書」(以下【指摘事項 5 - 8】において「予算書」という。)上、パソコン購入代は計上されていない。上記のとおり、パソコン購入代は「通信運搬費」には該当しないから、予算、決算上において通信運搬費の承認を受けたことをもって、パソコン購入代の支出が承認されたことにもならない。

仕様書のうち第 4 項の委託料の用途の欄には、例えば「備品の購入」といった明文は存在しないが、担当課の説明によれば、このパソコン購入代の支出は、仕様書の中で委託料の用途として定めている(3)「就業支援活動事業」の「就業相談、求人情報の提供及び啓発活動に必要な運営費(人件費、通信運搬費、消耗品費、パンフレット等の印刷代、インターネット経費、打合せ等の会議に要する費用等)」に該当するものであり、本事業の実施に必要な経費であるため、委託料として認められるとのことである。

担当課の説明のとおり委託料として認められるとしても、パソコン購入代は、「備品費」として計上されるものであり、担当課は、決算書の訂正を委託先に求める必要がある。

また、当初の事業計画に定めていない支出が必要となった場合においては、事業計画の変更承認手続が必要である旨を委託先に対し厳重に指導し、適正な事務処理を行うよう努められたい。

加えて、備品の購入を認めるのであれば、その旨を仕様書において明確に定めるべきである。あわせて、委託契約書において委託料で購入した備品は本事業のみに使用できること、当該備品を相当な期間は使用すること及び当該備品の売却処分代金の取扱いについて、明確に定めることが望ましい。

【指摘事項 5 - 9】 平成 29 年度の委託料の対象に平成 30 年度の事業に用いるためのものが含まれていたことについて

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、平成 30 年度の事業に用いる収入印紙代 30,200 円、パスピーチャージ代金 80 千円の合計 110,200 円が平成 29 年度の委託料の対象に含まれている事案が見受けられた。

委託契約約款には、委託業務の実施期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとし、精算により剰余金が生じた場合は、速やかに甲に返還しなければならないと定められている。

このように本事業は、単年度契約単年度精算の形式をとっている。この前提の下で、同約款第 5 条第 3 項は「乙は、委託料を委託業務を処理するための経費以外に使用してはならない。」と定めている。したがって、当該年度の委託料は、当該年度の委託業務のみに使用されるべきである。

担当課は、平成 30 年度の委託料の精算時に、平成 29 年度の委託料で負担した収入印紙代 30,200 円、パスピーチャージ代金 80 千円の合計 110,200 円を委託先から広島市に返還させる必要がある。

【意見 5 - 1】 決算書に計上した科目の修正について

委託料が、適正に支出（委託業務の内容に沿った支出）されているかを監査するため、こども・家庭支援課を通じ委託先から提出を受けた会計帳簿を確認したところ、「平成 29 年度母子家庭等就業支援事業決算書」（以下【意見 5 - 1】において「決算書」という。）就業支援活動事業「事務職員・期末手当」の決算額には、平成 30 年 2 月 5 日付け「平成 29 年度就労促進連絡会議出張費」として 51,080 円、同日付け「平成 29 年度就労促進連絡会議参加費」として 1,000 円の合計 52,080 円が含まれていた。

就労促進連絡会議出張費及び参加費の支払は、決算書の就業支援活動事業の「会議費」に計上することが妥当である。担当課は委託先に、決算書を修正させる必要がある。

【意見 5 - 2】 各種手当に関する源泉徴収漏れについて

決算書に計上した各種手当 66,950 円について、委託先は源泉徴収を行っていない。特に「広島市母子家庭等就業支援事業実施要綱」には、本事業は一般財団法人 A に委託することが定められており、A は本事業にとって重要な団体である。当然のことながら事業に関して適正な会計税務処理をすることが求められる。担当課は、委託先が所得税法を遵守し、適正に源泉徴収事務を履行するよう助言する必要がある。

4 【事業6】 児童手当の支給

【指摘事項6-1】 児童手当等返還金の債権管理における債権管理状況一覧への記載漏れが頻発していることについて

各区保健福祉課（東区にあつては福祉課。以下【指摘事項6-1】において同じ。）からこども・家庭支援課に提出された「児童手当等返還金債権管理状況一覧」（以下【指摘事項6-1】において「債権管理状況一覧」という。）を閲覧し、平成29年度末の児童手当等返還金の収入未済額7,535千円を対象にして、債権管理事務が「広島市債権管理事務取扱規則」及び「児童手当等債権管理の手引」（以下【指摘事項6-1】において「規則及び手引」という。）に定めるとおりに行われているか確認した。

中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区については、債権管理状況一覧からは、規則及び手引に定めるとおりに催告を行っていることが確認できなかったため、こども・家庭支援課を通じて各区保健福祉課に対して、債権管理事務の状況について監査人から質問を行った結果、質問の対象とした収入未済額の全てについて、規則及び手引に定めるとおりの催告を実施したものの、債権管理状況一覧に催告した事実を記載していなかった、との回答を得た。

規則及び手引において、債権管理状況一覧に必要事項を記載して債権管理を行うことを求めているにもかかわらず、中区、東区、安佐南区、安佐北区及び安芸区において、債務者合計30人、収入未済額合計3,341千円に対する催告について、債権管理状況一覧への記載漏れが生じていた。

該当する区の保健福祉課においては、規則及び手引を遵守し、債権管理の実施状況を漏れなく債権管理状況一覧に記載するよう、事務処理を徹底されたい。

【指摘事項6-2】 担当課における債権管理状況一覧の確認不足について

こども・家庭支援課は各区保健福祉課（東区にあつては福祉課。以下【指摘事項6-2】において同じ。）から月次で「児童手当等返還金債権管理状況一覧」（以下【指摘事項6-2】において「債権管理状況一覧」という。）のコピーの提出を受けているが、各区保健福祉課が「広島市債権管理事務取扱規則」及び「児童手当等債権管理の手引」に従って債権管理事務を行っていれば、当然に債権管理状況一覧に記載されるべき内容が記載されていなくても、各区保健福祉課に対してこども・家庭支援課から状況の確認を行った証跡はない。

こども・家庭支援課は各区保健福祉課から月次で提出される債権管理状況一覧のコピーの内容を精査し、各区保健福祉課において債務者に対する適時、適切な督促、催告や納付指導などが漏れなく行われていることの確認を徹底して行う必要がある。

【指摘事項 6 - 3】 延滞金の減免処分について

「児童手当等返還金債権管理状況一覧」を閲覧し、納付日が平成 29 年度中の日付けである納付金額について、「児童手当等債権管理の手引」に従って延滞金の額を算出した結果、千円以上の延滞金を徴収すべき債務者が東区で 1 人及び西区で 2 人該当した。

当該債務者についての延滞金について、東区福祉課及び西区保健福祉課に確認したところ、これらの債務者の延滞金は、全額減免されていた。その根拠として、平成 28 年度の監査以前に発生した返還金については、返還金を納付した場合でも、督促状を発付していないため延滞金を徴収することができていなかったことから、指摘を受けて督促状を送付した事例について、延滞金を徴収した場合、公平性が確保できないとして、広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項の審査基準(8)の特別の理由があるときに該当するとしているものである。

しかし、東区福祉課及び西区保健福祉課が督促状の発付を受けた納付義務者について延滞金を減免したことには必要性も相当性もなく、上記判断は広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例第 4 条第 4 項及び「児童手当等債権管理の手引」の「審査基準・標準処理期間表(申請に対する処分)」の解釈適用を誤っている。

東区福祉課及び西区保健福祉課は、延滞金の減免対象となった返還金のうち未だ納付されていない返還金についての延滞金の減免の決裁を取り消し、今後納付された場合において算出した延滞金が千円以上となる場合は、延滞金を徴収する必要がある。

5 【事業 7】 こんにちは赤ちゃん事業

【意見 7 - 1】 こんにちは赤ちゃん事業と、家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」の計画への取組について

広島市は平成 27 年 3 月に策定した「広島市子ども・子育て支援事業計画(計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度まで)」において、こんにちは赤ちゃん事業と家庭訪問指導事業を合わせた「乳児家庭全戸訪問事業」として、生後 4 か月までの乳児がいる家庭の訪問計画(以下【意見 7 - 1】において「訪問計画」という。)を設定している。

平成 29 年度の訪問計画では、訪問人数 8,375 人、訪問率 83.8%を計画していた。これに対して、実績では、訪問人数 7,109 人、訪問率 70.3%であった。

訪問率は区ごとにばらつきがある。東区においては、平成 27 年度から平成 29 年度まで訪問率が 80%を超えており、安芸区においても高い割合で推移している。一方、安佐北区では 3 年度連続で訪問率は 50%台、西区では 3 年連続 60%台であった。

訪問率が区によって差があることの原因をこども・家庭支援課に質問したところ、地理的な事情(人口が集中していない地区では、乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りである等の理由で、乳児のいる家庭が訪問されることを敬遠する可能性がある。)により、同意率が低い区は、訪問率が低くなっている、との回答を得た。

実際に、訪問率が最も低い安佐北区では、32.7%しか訪問に同意しておらず、同意率が一番高い安芸区の同意率 78.3%の半分以下となっている。今後、訪問率を向上させていくためには、まずは民生委員・児童委員が訪問することへの同意率を高める必要がある。特定の区で訪問の同意率が著しく低い理由が、真に、「乳児のいる家庭と民生委員等の訪問者が顔見知りであることが多く敬遠される可能性がある」という地域の特性によるものだけなのか、事務手続の改善により同意率をあげる工夫はできないか、各区保健センターとこども・家庭支援課で対応を検討する必要がある。

【意見 7 - 2】 民生委員・児童委員への研修について

こんにちは赤ちゃん事業において、実際に赤ちゃんのいる家庭を訪問するのは、広島市の民生委員・児童委員である。民生委員・児童委員に対して、「こんにちは赤ちゃん事業研修会」(以下【意見 7 - 2】において「研修会」という。)として、全ての区において各区保健センターの保健師から制度の説明を定期的に行っている。研修会には大学教授等の専門家を講師に招き、最近の母子を取り巻く現状や児童虐待予防に関する最新情報等についてレクチャーするという取組も行っている。しかし、外部講師を招へいするための予算は、平成 29 年度においては 5 万 8 千円しか計上されておらず、実際に外部講師を招いて研修会を行うことができたのは一部の区にとどまり、中には年間の研修会参加人数が 5 人に満たない区もあった。

事業の質を保っていくためには、民生委員・児童委員に研修会の受講を促す取組が必要である。外部の専門家による講義や具体的な事例の紹介など、多くの民生委員・児童委員が事業を行うのに役立つ内容の研修会については、区の枠を超えた共同開催としたり、ビデオ収録したものを他の区でも後日閲覧できるようにするなどの工夫により、研修会の受講の機会を増やす取組をすることが望ましい。

6 【事業 8】 妊娠・出産包括支援事業(母子保健コーディネーターの設置、産前・産後サポート事業、産後ケア事業)

【意見 8 - 1】 予算執行率の低さについて

産前・産後サポート事業の予算執行率は 10.5%、産後ケア事業(宿泊型ケア及びデイケア)の予算執行率は 61.1%、産後ケア事業(産後ヘルパー)の予算執行率は 17.5%となっている。

予算執行率が著しく低い理由を担当課に質問したところ、本事業は、平成 27 年 10 月末から開始されたものであり、平成 29 年度の必要件数及び金額を適切に見込むことが難しかった、との説明があった。また、利用希望者で利用を断ったケースはほとんどないとのことなので、利用希望者そのものの人数が想定していたよりも少なかったということになる。担当課は、母子健康手帳交付時や広島市の広報紙及び広島市のホームページにおいて事業の周知を行っているというが、平成 29 年度の本事業の利用状況を考えれば、それだけでは不十分であることは明らかである。

本事業の広報は、市ホームページ、広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」、「ひろしま子育て応援アプリ」が活用されている。しかし、本事業の情報にアクセスする入口は複数あっても、結局は市ホームページと同じ記載内容に行き着くことになる。

現状の市ホームページの記載は、事業の概要を箇条書きで紹介するシンプルな記載になっており、利用者の目線に立っているとは言えない作りになっている。過去の利用者の実際の体験談の紹介、産婦人科医師、看護師、助産師からのアドバイスを紹介するなど、潜在的な利用者が親しみと関心を抱くような事業の紹介方法を取るなどの工夫により、本事業の一層の周知活動が必要である。

7 【事業 9】 地域子育て支援拠点等事業（常設オープンスペースの設置・地域のオープンスペースへの支援の充実を含む。）

【意見 9 - 1】 補助金支給額の正確性について

公募型常設オープンスペースについて、補助金の精算書の根拠資料として添付されている領収証の写しの添付漏れ（書籍代 3,845 円）や、領収証は添付されているものの、用途が明記されていないもの（消耗品費 4,051 円）また、経費の集計額に軽微な誤り（3,108 円過大）が認められた。

これらは補助金交付確定額を超える補助対象経費に係る誤りであったため、補助金の額に影響を与えるものではないが、担当課においては、誤りがあった事業者については慎重に精算書を査閲するなど、引き続き補助金支給額の正確性に留意されたい。

8 【事業 11】 保育園等運営

【指摘事項 11 - 1】 公立保育園清掃業務の契約締結前の公表が行われていないことについて

広島市は公立保育園の清掃業務に関して、公益社団法人広島市シルバー人材センターと随意契約（政策目的随意契約）を締結し委託している。平成 29 年度委託料の総額は、50,068 千円である。

政策目的随意契約の契約締結前の公表については、広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項に定められており、具体的には、契約締結を所管する課（本件の場合にはこども未来局保育企画課）からの公表依頼に基づき、政策所管課（経済観光局雇用推進課）が広島市ホームページに掲載し、かつ、雇用推進課で書面による閲覧に供することになっている。

しかし、平成 29 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 29 年度の公立保育園の清掃業務及び平成 30 年 4 月 1 日付けで契約を締結した平成 30 年度の公立保育園の清掃業務について、保育企画課から雇用推進課に対して契約締結前の公表を依頼したものの、雇用推進課が公表手続を失念し、ホームページ及び書面による公表は行われなかった。

保育企画課からの公表依頼を受けながらも、2 年続けて公表手続を失念した雇用推進課や、公表依頼手続後、実際に公表が行われたかどうか確認せずに、契約を締結した保育企画課の事務手続は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び広島市契約規則第 22 条の 3 第 1 項に違反している。

雇用推進課においては、2 年続けて公表を失念した原因を調査し、必要に応じて業務分担の見直し等を行い、今後は、契約課からの契約前の公表依頼を漏れなく正しく公表するための業務の流れを確立する必要がある。

【指摘事項 11 - 2】 公立保育園の施設補修に係る随意契約の理由に記載された修繕件数について

保育園修繕等委託契約について、特命随意契約とする理由を記載した「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」には、「当該業務は、事前の見積りができない突発的で緊急の処理が必要なことの多い維持補修であり、また、年間処理件数は、約 2,700 件余りもあり、膨大な事務量となるが、こうした業務の特性に対して、一般財団法人広島市都市整備公社がノウハウを生かした機動的な対応を行うことで安価で効率的な業務執行が可能となる。」という記載がある。これは平成 24 年度においても同じ記載がされており、担当課は前年度の記載を修正せずに毎年度流用している。

年間処理件数は年度によって変動するものであり、平成 28 年度の修繕指示件数

2,481件、平成29年度の修繕指示件数2,603件ともに特命随意契約とする理由に記載された「約2,700件余り」を大きく下回っている。

特命随意契約を締結する理由の1つである事務量の多さの根拠である件数を事実に基づかない数字の記載をすることは、書類作成の事務として不適切であり、正確性に留意した記載を行う必要がある。

【意見 11 - 1】 公立保育園の民間移管について

公立保育園の数を全国20の政令指定都市で比較すると、広島市は、名古屋市、大阪市に次いで多い方から第3位に位置付けられる。一方で、同じ政令指定都市でも、公立保育園の民間移管を進めている市もあり、例えば福岡市では、平成16年4月時点では21園あった公立保育園の民間移管を進め、平成28年4月までに予定していた14園の民間移管を実施し、現在では公立保育園は7園となっている。待機児童の問題はどここの政令指定都市でも同じようにある。同様の状況下においても、公立保育園の民間移管を進めている政令指定都市とそうではない政令指定都市に対応が分かれている。

次に、広島市内の公立保育園と私立保育園について、現在提供されている保育サービスの面から比較してみると、延長保育については、公立保育園が40%の36園が1時間の延長保育に限って実施しているのに対し、私立保育園では71%の98園が1時間の延長保育を実施している。さらに、私立保育園では2時間の延長保育を31園が、4時間の延長保育を2園が実施している。また、一時預かりについては、公立保育園が1園も実施していないのに対し、私立保育園は97園が実施しており、保護者のニーズに沿って多様な保育サービスを提供している現状が伺える。

財政の面から比較してみると、園児一人当たりの事業費（月額）は、平成29年度決算額を基に、平成17年度の包括外部監査において導入された考え方である、「0歳児の保育士配置基準と各年齢児の配置基準の割合により各年齢児を換算する「0歳児換算」で計算すると、公立保育園は約312千円、私立保育園は約279千円となり、公立保育園の方が高コストで運営されていることが分かった。

こうした現状を念頭に置き、広島市として、保育の質を向上させ、多様な保育サービスの提供、待機児童解消というハード・ソフト両面にわたる行政課題に対応していくためには、厳しい財政状況の中で限られた財源を最大限有効に活用する必要があることから、公立保育園は他の政令指定都市の取組を参考に、コスト面で有利であり、保護者ニーズに柔軟に対応している私立保育園へ保育園の運営をシフトしていくことが、効率的で効果的なサービス提供につながると言える。

広島市は、このような考えの下、平成20年12月に「保育園のあり方について」及び「公立保育園の民間移管に関するガイドライン」を策定し、平成21年には民間移管する予定園9園を公表し、保護者への説明会や意見交換会を行うなど民間移管を

進めていたが、取組を一旦中止しており、民間移管された実績はない。その理由をヒアリングで聴取したところ、平成 23 年に、ある社会福祉法人の不祥事が発覚し、社会福祉法人に対する不安を払拭する対応を優先しているためとのことであった。しかし、こども未来局保育指導課及び健康福祉局監査指導室は、当該社会福祉法人を含む私立保育園を運営する全ての社会福祉法人に対して定期的に指導監査を行い不祥事発生リスクを検証しており、他都市において民間移管を進めている中、7 年以上前の 1 社会福祉法人の不祥事が原因で公立保育園の民間移管が進められないというのは、施策を事実上凍結している理由として不合理である。

このように、広島市の厳しい財政状況の中で、限られた財源を最大限有効に活用することを前提にしながら、より良い保育サービスを提供していくため、中長期的な視点から公立保育園の民間移管に向けた取組を再開するべきである。

【意見 11 - 2】 公立保育園における施設補修、随意契約の妥当性について

広島市が、公立保育園の修繕業務を、一般財団法人広島市都市整備公社（以下【意見 11 - 2】において「都市整備公社」という。）に委託する契約（以下【意見 11 - 2】において「保育園修繕等委託契約」という。）は、平成 19 年 3 月に広島市社会局競争入札参加者等指名委員会によって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「性質又は目的が競争入札に適さない」契約（一般的に、「特命随意契約」という。）であると定められ、以来、特命随意契約を繰り返し、平成 29 年度においても特命随意契約により保育園修繕等委託契約を締結している。

地方自治法第 234 条第 2 項は、随意契約は法令に定めた要件を充たす場合に限りすることができるとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項は、その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするときは随意契約によることができると定めている。

広島市「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」（以下【意見 11 - 2】において「ガイドライン」という。）では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項「その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」の解釈・運用について定めている。保育園修繕等委託契約は、ガイドラインの「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当するとして、特命随意契約を締結している。

担当課は、「平成 29 年度『広島市保育園維持補修等業務』の委託及びこれに伴う経費の支出について（平成 29 年 3 月 24 日決裁）」の中で、随意契約とする理由について、「中長期的な施設維持管理の視点を踏まえた維持補修」「園児の安全等に配慮した上での維持補修」「効率的な業務執行」を挙げ、契約に当たっては、相手方から見積書を徴し、その額が予定価格の範囲内であれば契約を締結するものとする、としている。

しかし、上記理由は、必ずしも都市整備公社以外においては行い得ないものではな

い。一般に、建物メンテナンス事業者は多数あり、幼稚園や保育園の建築や修繕を行う設計業者や施工業者も存在する。

担当課は、他の事業者にも見積書作成を依頼するとか、他の事業者の業務遂行能力を検討するなどの調査を行った痕跡は見られない。

他方、都市整備公社との契約締結に際して、都市整備公社から見積書は提出されているものの、この見積書作成日と契約書の作成日とが同一日となっている。また、随意契約理由書の記載においても、前年度よりも古い実績数がそのまま記載されていた。このことからするに、都市整備公社との契約が事前に十分に検討されていたというよりは、慣例化に任せて都市整備公社との契約を繰り返していたと見える。

また、都市整備公社は、広島市職員や元広島市職員が、理事、評議員、職員として在籍するなど、広島市と関係が深い団体である。それだけに、都市整備公社との契約締結に当たっては、なお一層の透明性確保が求められる。

今後の業務について、経済性、透明性の観点から、問題点を十分把握分析した上で競争性を取り入れた契約手法の導入について検討されたい。

【意見 11 - 3】 公立保育園の施設補修に係る業務報告書の内訳の様式について

平成 25 年度包括外部監査結果報告書において、保育園修繕等委託契約に関して「具体的な業務の実施に関する報告を求めるとともに、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、本業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置付けることが望ましい。」という監査の意見が提示され、その対応として、担当課は「業務報告書」及び「業務報告書の内訳（修繕内容等一覧）」（以下【意見 11 - 3】において「業務報告書の内訳」という。）を一般財団法人広島市都市整備公社（以下【意見 11 - 3】において「都市整備公社」という。）から月次で徴取している。

「業務報告書」に記載する項目は、「区分」、「契約限度額」、「概算受入額」、「執行済額」、「差引残余额」、「備考」であり、これらは都市整備公社の会計帳簿に基づいて作成され、保育園修繕等委託契約に係る人件費等も含まれており、修繕料については、外注先への支払が行われた月に計上される仕組みになっている。

「業務報告書の内訳」で報告する項目は、「受付日」、「園名」、「修繕内容」、「施工区分（建築・電気・機械）」、「請負金額」、「完成検査日」、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」であり、当月に受け付けをした修繕の一覧が記載されており、その多くは請負金額も未定、工事は未着手の状態である。また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」の欄は平成 29 年度においては、1 件も記載されていなかった。

つまり、「業務報告書の内訳」に記載された内容は「業務報告書」に記載された金額の内訳にはなっておらず様式名と実態が乖離しており、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報も盛り込まれておらず、平成 25 年度の包括外部

監査の意見への対応としては不十分であると言わざるを得ない。

改善策としては、「業務報告書の内訳」の様式を変更し、「業務報告書」に記載した金額の内訳を正確に示すよう、整合を図る必要がある。

また、「今後の修繕・保守管理に関する所見等」については1案件ごとに記載する現状の様式ではなく、特に今後の申し送り事項として重要性があると考えられる案件に絞って記載する等実効性のある様式にすることが望ましい。

9 【事業 13】 病児・病後児保育

【意見 13 - 1】 「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策の未達成について

平成 27 年 3 月に策定し、平成 30 年 3 月に改訂した「広島市子ども・子育て支援事業計画」において、病児・病後児保育事業を実施する施設について、平成 27 年度 13 か所に対して、平成 28 年度に 1 か所増設し 14 か所とし、さらに平成 31 年度にはもう 1 か所増設して 15 か所とする確保方策を掲げ、「確保の考え方」として「医療機関に付設される保育施設を増やして対応する」としている。

しかし、病児・病後児保育事業を実施する医療機関付設施設は平成 28 年度以降増設されておらず、「広島市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる確保方策は実現できていない。

看護師等の人材確保、病児・病後児保育の施設基準、収支に対する懸念等、どのような理由で病児・病後児保育に新規参入する医療機関が不足しているのか、要因の分析を行い、可能な限りの対策を取ることが必要である。

【意見 13 - 2】 利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての説明の未実施について

病児・病後児保育を利用した児童の保護者は、施設に対して、施設が定めた利用料を支払う必要があるが、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、保護者が里親である世帯、所得税非課税世帯は、証明書類を提出することにより、利用料の減免を受けることができる。

ところが、利用料の減免を受けるために必要な証明書類について、広島市の病児・病後児保育に関するホームページやチラシには「証明書類が必要ですので、詳しくは、各施設にお問い合わせください」と記載しているのみで、具体的な記載がない。

一方、広島市の 14 の病児・病後児保育実施施設のうちホームページを有している 13 の実施施設全てのホームページにおいて、利用料の減免を受けるために必要な証明書類についての具体的な説明はない。多くが「具体的にはスタッフにご相談くださ

い」と記載するのみである。

減免に必要な具体的な書類を広く公表せず、曖昧にすることは、書類を入手し利用料を減免するかどうかの判断を行っている実施施設及び広島市に、仮に保護者から提出された証明書類に不足があっても減免を認める、という裁量の余地を与えることにつながるおそれがある。

全 20 政令指定都市の病児・病後児保育事業を紹介しているホームページを閲覧し、減免を受けるために利用児童の保護者が提出すべき書類について、各政令指定都市がどのような記載をしているのか調査した結果、全 20 政令指定都市のうち市のホームページ上で書類の名称等を明らかにしていない市は、広島市を含めて 5 市のみであり、他の 15 市は、市のホームページで証明書類の名称等について明示していた。

減免要件を判定するために必要となる書類は一律であり、施設ごとに減免要件を判定するために必要な書類が異なるわけではない。広島市が主体となり、減免に必要な書類を明示にすることが望ましい。

10 【事業 17】 民間保育園等整備補助

【意見 17 - 1】 前払土地賃借料の取扱いについて

補助金の交付を受ける事業者が「前払土地賃借料」を貸主に支払えば、補助金の限度額の範囲内で将来の土地賃借料を制限なく補助金の対象にできるというのが現在の補助金の交付額算定の仕組みである。

前払する期間は補助金の交付を受ける事業者と土地の貸主が合意さえすれば任意に設定できるため、「前払土地賃借料」の額は、より多くの補助金の交付を受けるために、事業者自らが、事後的に本来は必要のない計画変更を行うことが可能な項目である。

実際に、入札の結果、本体工事費等が補助金交付決定時よりも低い金額で収まり、補助金交付額が減額されることが明らかになったタイミングで、当初の事業計画書では想定していなかった前払土地賃借料を 4 年分支払うという事業計画の変更を行い、結果として補助金額は交付決定額と同額となった、という必要性に疑義がある事例が見受けられた。

補助金の交付額の決定に当たり明瞭性を確保するために、前払土地賃借料については、計画変更の申請があった段階で、理由や経緯を含め必要性を精査するとともに、それが通常の商慣行や前例に照らして疑義のないものであることを確認した上で、変更を承認する必要がある。

【意見 17 - 2】 転貸借契約に係る確認手続について

事業者 A が使用する借地については、保育園の園舎建物敷地部分につき「事業用定期借地権設定契約」が締結され、園庭及び駐車場部分につき「普通借地権設定契約」が締結されているが、これらの契約における貸主は、本来の土地所有者ではなく、いわゆる転貸借による借地権設定契約となっている事例があった。しかし、担当課はこの件について、当該土地所有者と上記各契約における貸主との「転貸借契約書」の確認を行っていなかった。

一般に土地転貸借契約は、土地所有者の承諾を得なければ、土地所有者との賃貸借契約における解除原因となることがある。

借地に係る予測不能の事態により、将来の事業継続に影響がないよう、担当課は借地に係る契約関係を慎重に確認した上で、補助金の交付決定を行う必要がある。

《道路交通局》

1 【事業 18】 安心・安全な通学路の整備

【指摘事項 18 - 1】 施行何契約依頼何の職務権限規程違反について

ア 平成 29 年 12 月 19 日付け施行何兼契約依頼何には、以下の点が記載されている。

件名：安佐南区内交通安全施設設置工事（29 - 4）

執行可能予算額：6,447,600 円

契約形態：総価

執行区分：契約依頼

登録種目：005 - 000 とび・土工・コンクリート

契約種類：一般競争（入札後資格確認）

決裁欄は、安佐南区維持管理課、安佐南区区政調整課の各課の課長の決裁印が押印されているが、部長の決裁印は押印されていない。

イ 担当課の説明によれば、上記施行何兼契約依頼何において、部長の決裁を失念していたとのことである。

ウ 広島市職務権限規程「(9) 工事の施行」1(4)には、工事の設計内容及び施行の決定(工事の変更を含む。)のうち 500 万円以上 1,000 万円未満のものについては、部長の職務権限事項である旨が定められている。

エ 上記施行何兼契約依頼何においては、部長の決裁がなされていないため、上記広島市職務権限規程に違反している。

今後においては、広島市職務権限規程に基づいて手続を進めるよう注意された
い。

【意見 18 - 1】 請負工事変更契約の多発及び契約時期について

ア 安佐北区において監査を行った以下の工事は、いずれも工事請負契約締結後において、施工方法の変更が行われている。その変更内容は、おおむね以下のとおりである。

安佐北 3 区可部大毛寺線（虹山団地西入口交差点）歩道改良工事(28 - 1)

安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29 - 1)

安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29 - 2)

イ 上記安佐北 3 区可部大毛寺線（虹山団地西入口交差点）歩道改良工事(28 - 1)に関する平成 30 年 3 月 2 日付け設計変更事前協議カード添付の変更理由書には、変更理由として以下のように記載されている。

(ア) 施行時間帯の変更（増額約 15,000 千円）

(イ) 交通誘導員の配置人員の変更（増額約 15,000 千円）

(ウ) 車道舗装の変更（増額約 4, 000 千円）

(エ) その他、現地精査による変更（増額約 800 千円）

なお、上記工事変更理由書中の交通誘導員の配置人員変更については、添付の明細書上の増加額は 7,393,872 円であった。

また、上記変更工事については、工事完了日に変更契約書が作成されている。

ウ 上記安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29 - 1)に関する平成 29 年 8 月 24 日付け契約締結伺（変更契約）添付の変更理由書には、変更理由として、以下のように記載されている。

(ア) 鳥小屋解体撤去の追加（増額 900 千円）

(イ) 交通誘導員の追加（増額 150 千円）

(ウ) その他、現地精査による変更（増額 350,760 円）

エ 安佐北 3 区 263 号線歩道改良工事(29 - 2)に関する平成 30 年 5 月 21 日付け施行変更伺兼契約依頼変更伺添付の変更理由書には、変更理由として、以下のように記載されている。

(ア) 学校施設移設（給水設備及び照明設備）の追加（増額約 7,300 千円）

(イ) 交通誘導員の配置人員の変更（増額約 2,600 千円）

(ウ) マンホール用土止工の追加（増額約 1,800 千円）

(エ) その他、現地精査による変更（増額約 370 千円）

なお、上記工事変更理由書中の交通誘導員の配置人員変更については、添付の明細書上の増加額は 1,170,240 円であった。

オ 担当課の説明は、以下のとおりであった。

上記いずれも工事変更が行われたことは間違いない。

工事の設計に当たっては、現地において想定される範囲での事前調整等を行った上で進めているが、工事着手後に不整合が判明したり当初予期していないことが発生したりして、当初の設計を変更せざるを得ない状況になることは少なくない。

学校の施設又は施設に関係した工事を行う際には、事前に当該学校の教頭等との間で工事の方法について協議を行っている。

上記(29-2)の工事変更は、現地の形状把握に不正確な部分が存在し、設計の一部が正確ではなかったために発生した。

交通誘導員の追加の増額は、当該費目だけではなく、これに対応する一般管理費が加算されている。積算基準に則り、交通誘導員についても諸経費がかかってくる。「人日」を基準にした積算基準を採用しているため、交通誘導員の1日当たりの稼働時間が短縮されると、1時間当たりの単価は上昇することとなる。

変更額が判明した時点で請負業者に対し「工事請負代金額の変更について」という協議を2週間の不服申立の期限も記載した協議書により行い、請負業者からこの変更協議に対し書面による同意の回答があった上で初めて変更契約の手続に入る。契約の変更については、広島市建設工事設計変更ガイドラインにおいて軽微な変更の場合については、その都度変更契約書を作成しなくても、まとめて変更契約書を作成してもよいとされている。

カ 工事の変更がなされる割合が高い。

本来、工事価格は、いずれも設計を決定した上で入札がなされることで、適正な工事価格が決定される。しかし、工事の変更に対する代金額の増加については、入札が関係しない手続で決定される。そのため、入札後に工事に変更されること自体望ましくない。

担当課の説明によれば、変更により増額又は減額する場合の変更金額については、増額又は減額となる設計金額に、落札率を考慮した額での変更となることから、当初における入札時の競争が加味された変更額となるとのことである。

しかし、変更工事の設計自体が、市と受注者との協議によって行われる。上記変更額の決定方法は市民に広く知られた方法ではない。また、交通誘導員の1日当たりの稼働時間が短縮されると1時間当たりの単価が上昇する点は、1時間当たりに受けるサービスの質に変化がないのに単価が上昇する点で必ずしも市民の理解を得やすい事項ではない。そのため、入札後における工事価格変更は、広く第三者の目に触れる入札ほどには透明性が確保された価格決定方法ではない。

そして、上記変更理由書の記載においては、現地精査又は関係者との事前の協議が不十分であるために変更が生じたと見える事項が存在する。入札前における工事の設計に当たっては、可能な限り工事請負契約締結後の変更が発生しないよ

う、設計書及び設計過程の検査を励行されたい。

特に、交通誘導員の配置人員の変更は頻発しており、監査を行った工事3件全部において行われている。その変更額も決して少額ではない。工事設計に当たっては、工事の内容・範囲、道路の形状・位置・通行量・通行人の属性などを十分に勘案するとともに、必要に応じて管轄警察署とも事前に協議するなどして、入札後に変更ができるだけ発生しないよう工事設計を行った上で、入札を実施されたい。

キ 上記変更理由書においては、理由書上の増額の金額と、明細上の増額の合計額とが一致していない部分が存在する。担当課の説明によれば、内部の決裁を円滑に進めるため、あくまでメモ書きとして鉛筆で記載していたものである。記載している金額と設計書上の金額との違いについては、前者は決裁時に変更金額の増減が分かりやすいように諸経費込で表記していることに対し、後者は直接工事費であることに起因する。資料の明確性という観点からは、理由書上の増額部分と明細上の増額の合計額とが一致することが望ましい。そのため、例えば理由書上の増額部分においても直接工事費と諸経費とを分けて記載するなどの方法をとることが望ましい。

今後の変更理由書作成においては、この点に留意されたい。

《教育委員会》

1 【事業 19】 私立幼稚園就園奨励費補助事業

【意見 19 - 1】 保育料等が減免されない保護者に、減免額 0 円と記載した「保育料等の減免確認書」を提出させている件について

幼稚園が私立幼稚園就園奨励費補助金に関して実施する事務手続については、教育委員会総務部学事課が幼稚園に対して交付した「幼稚園就園奨励費補助金の減免実施手引き」(以下【意見 19 - 1】において「手引」という。)に記載されており、幼稚園は手引に従って、減免手続を行うこととなっている。

手引には、幼稚園から保護者に減免を行った際に保護者から徴取する「保育料等の減免確認書」(以下【意見 19 - 1】において「減免確認書」という。)の記入方法について記載されている。減免確認書は、保護者が幼稚園から減免額を受領したことを証する領収証の意味合いを持つものであるが、扶養親族の数や市民税所得割額によって決められる減免の要件に照らして、非該当(補助金額 0 円)として減免を受けることができない園児の保護者は、減免確認書の提出を要しない旨、手引に記載されている。

しかし、監査手続を実施した3幼稚園のうちの1園であるA幼稚園において、非該当（補助金額0円）として減免されなかった園児7人の保護者に、「減免額0円」と記載した減免確認書を提出させていた。

手引によれば、非該当（補助金額0円）の保護者については、減免確認書の記入は不要であり、A幼稚園は私立幼稚園就園奨励費補助金に関する取扱いを誤っている。

なお、監査人の上記検出を受け、担当課が改めて全91園を対象に調査したところ、全体の件数（11,650件。うち減免非該当719件）のうち、同様の誤りがあったのは、上記A幼稚園を含めて5園・計22件とのことであった。事務取扱いに誤りがあった園については既に指導を行い、平成30年度に改めて全園に注意喚起を行うと聞いている。

幼稚園が、非該当（補助金額0円）として減免されなかった保護者に対して「減免額0円」と記載した減免確認書の提出を求めることのないよう、担当課は、今後においても幼稚園に対して適正な指導を行うよう努められたい。

2 【事業22】市立高等学校の授業料減免

【意見22-1】 自営業者の減免の判定基準について

減免対象者は、平成29年度における個人事業が赤字だったため、これが広島市立高等学校等の授業料等の減免に関する規則（以下【意見22-1】において「規則」という。）第3条第1項第2号「保護者の失業その他の理由により学費の支弁が困難と認められる者 全額」を受けて、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免基準（以下【意見22-1】において「減免基準」という。）2(1)の「保護者の失業、傷病などにより、生徒が属する世帯の家計が急変し、当該急変後における保護者等の市民税所得割額の見込みが51,300円未満になると認められる場合」に該当するとして平成28年11月から平成29年3月までの49,500円が減免された。

規則第3条第1項第2号には「失業その他の理由により」と定められている。これを受けて、減免基準2(1)には、「保護者の失業、傷病などにより、」と定められている。

なお、上記規則には「その他の理由」に何ら制限がないように見える。しかし、「失業」という例示に続いて「その他の理由」が定められている場合、これは「失業」と同程度に重大な理由をもって「その他の理由」に該当すると解釈するのが文理に忠実な解釈である。

そして、広島市立高等学校及び広島市立中等教育学校の後期課程の授業料減免に

係る取扱い（以下【意見 22 - 1】において「減免取扱い」という。）では、「減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業の倒産、破産により家計が急変した場合は、当該基準によるものとする。」と定め、減免取扱い 1(2) において、申請書に添付する書類として、家計急変の発生を証する書類として離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届まで要求されている。

この点からすると、保護者が失業や破産をしたとの申告をしていない本件における免除は、減免基準に忠実とは見えない。また、減免取扱いに則った運用とはいえない。

この点に関する担当課の説明は、次のとおりである。

本制度は、就学支援金制度との整合性が取れる形で運用されることが予定された制度であるところ、就学支援金制度においては市民税所得割額のみを基準として適否を判断している。このような背景に照らすと、本制度も、減免に該当するかどうかは、給与所得者や事業所得者の区分にかかわらず、主として、当該世帯における市民税所得割額の見込み額が基準額未満か否かにより判断する。本制度の規則では、文言上は、「失業により」と定められているが、この点は比較的広く理解されるべきである。また、減免取扱いはあくまでも、減免基準に基づき減免を判定する場合における、細目的な取扱いを定めるものにすぎない。

このような理解の基に本制度を運用するのであれば、現行の減免取扱い 1 の規定について、「(1)家計急変の理由に係る取扱い」を「(1)失業、傷病などの事情の取扱い」に、の文中「整理退職や会社の倒産等」を「勤務先会社都合退職（整理解雇、会社破産など）退職勧奨等」に、(1) の文中「減免基準に例示したもののほか、保護者の行方不明、自営業者の倒産、破産により家計が急変した場合」とあるのは、「上記のほか、保護者の行方不明、自営業者の収支悪化、会社勤務者の給与削減などにより家計が急変した場合」という表現に改めるべきである。

3 【事業 24】 放課後児童クラブの運営

【意見 24 - 1】 児童館に附設されていない放課後児童クラブについて

児童館附設の放課後児童クラブと比較すると、児童館に附設されていない放課後児童クラブでは児童が過ごす場所が限られている。児童館に附設されていない放課後児童クラブには、児童が体を動かして遊ぶことのできるホールがないため、必然的に教室内で過ごす時間が多くなる。一方で、遊具や図書の備え付けが十分であるとは言い難い。

児童館に附設されていない放課後児童クラブの遊具や図書等の充実を図り、また、児童館附設型を整備するには時間がかかることから、児童が体を動かして遊ぶことのできるよう、それまでの間の対応策も講じるべきである。

【意見 24 - 2】 放課後児童クラブの職員の勤務時間について

放課後児童クラブの職員の勤務終了時間は、放課後児童クラブの利用終了時間と同時刻に設定されており、サービス残業の発生原因となっている。

放課後児童クラブでは、職員がシフトを組んで交替で勤務しているが、勤務時間の設定を見直し、放課後児童クラブの利用終了時間より遅い時間に最終シフトに該当する者の勤務が終了するように変更する必要がある。

4 【事業 26】 児童館の耐震化・大規模修繕

【意見 26 - 1】 吉島児童館の壁の亀裂と天井の穴について

平成 30 年 8 月 24 日午後に吉島児童館の現場往査を行った。

ア コンクリート剥離の危険性について

吉島児童館は、鉄筋平屋建、昭和 47 年建築である。担当課から提示された耐震診断結果を閲覧したところ、X 方向の I_s 値は 1.74、 q 値は 6.40 であり、Y 方向の I_s 値は 1.82、 q 値は 8.33 であり、広島市の耐震診断判定指標 (I_s 値=0.75、 q 値 1.00) より多い数値になっている。よって、「本建物は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」と判定されている。しかし、特記事項には、「コンクリート中性化については、室内側で著しく進行しており、今後の進行具合に注意が必要である。中性化に対する何らかの対応が望ましい。」の記載がある。

実際、図書室として使われている部屋を見たところ、東側窓枠上側壁コンクリート部分に、横に 60cm の亀裂が走っていた。

コンクリートが剥離して落下し、児童に危険が及ぶことがないように、上記特記事項のとおり、対応を取る必要がある。

イ 天井の石膏ボードの穴について

保育園においては、万一、建物の天井や壁の内部にアスベストを含有していたとしても飛散することがないように、天井や壁には隙間が無いように修繕している。【事業 10】保育園の耐震化の推進に記載したように、保育園の建物の解体工事においても、三篠保育園の耐震化その他工事では、実際にアスベストが含まれているか分からないが、アスベスト含有建材を含んでいてはいけないので、アスベストがあるものとして解体工事を行っており、アスベストに関して非常に慎重な対応をとっている。

一方、吉島児童館の図書室として使われている部屋の床に白い粉が落ちていたので、児童館職員に確認したところ、数年前の雨漏りにより天井に水が染み、そ

の後いつからか天井の石膏ボードに穴が開いて、床にポロポロと白い粉が落ちるようになったとのことである。

広島市の平成 29 年 7 月 1 日付け「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」によれば、吉島児童館は、「吹付けアスベスト除去済みの施設」103 件のうちに含まれていないが、担当課によれば、吹付けアスベストが使用されていないことは平成 17 年度に設計図書等で確認済みであり、天井の石膏ボードについてもアスベストは含有されていないとのことであった。この「市有建築物の吹付けアスベスト対策について」の注意書きには、「大規模修繕時等に除去を予定している施設」については、「全ての施設について、天井に隙間等がないか点検するとともに、室内空気中のアスベスト濃度の測定を実施し、安全であることを確認しています。」と書かれている。吉島児童館は、吹付けアスベストは使用されていないものの、天井や壁に穴があいている。

ウ 対応措置

担当課においては、各児童館のアスベストの状況を調べ、全くアスベストが無いのか、又は天井等にアスベスト含有建材が使用されているが隙間等が無い状態なのか確認し、必要な対応措置を講じるべきである。

5 【事業 27】 民間放課後児童クラブ運営費等補助

【意見 27 - 1】 賃貸借物件の耐震性について

民間放課後児童クラブ A の建物賃貸借契約書及び重要事項説明書を閲覧したところ、「耐震診断無」との記載が見られた。

民間放課後児童クラブ A の建物は、昭和 56 年以前に建築された建物であるが、その耐震化について法令等で義務付けられているものではない。また、民間放課後児童クラブは、テナントを賃借しての開設が多いため、賃貸人との関係で耐震化を計画的に進めることは難しい状況にある。

厚生労働省が実施した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」によれば、平成 28 年 3 月末時点における放課後児童健全育成事業実施施設の耐震化率は 80.1%にとどまっている。

しかしながら、広島市の児童館においては、広島市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において「利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない」との定めがあることや、市の放課後児童クラブと併設していたり、防災拠点施設でもある児童館においては、耐震化が計画的に進められている。

担当課においては、民間放課後児童クラブの新規公募の際には建物の耐震性確認

の項目を加えるとともに、既存の民間放課後児童クラブについても必要に応じて、より耐震性の高い建物に移転する場合の経費を補助するなどの対応を検討すべきである。

6 【事業 30】 青少年総合相談センターの運営

【意見 30 - 1】 広島市のホームページについて

広島市のホームページに「子どものいじめ」に関する情報提供窓口ページがある。そこには、「広島市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」と書かれている。

電話相談の場合、広島市以外からの電話でも必ず受けて、学校名や名前を伝えてくれた子どもの了解を取った上で、相談者から聞いた学校に連絡している。ホームページからの情報提供事業についても、電話相談事業と同様に、広島市立学校以外の児童生徒も対象とすることが望ましい。

「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の注意事項及び入力フォームの注意書きにおける広島市立の学校に限定する記載の見直しを検討されたい。

なお、監査人の当該意見に基づき、担当課は、平成 30 年 12 月 5 日に上述の「広島市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」という記述を「広島市に住所がある児童・生徒又は、市内の学校に通学している児童・生徒のいじめに関する情報を提供してください。」と変更し、業務を改善している。

7 【事業 31】 「ひろしま型カリキュラム」の推進

【意見 31 - 1】 実施授業時間数の在り方について

広島市独自の教育課程「ひろしま型カリキュラム」のうち、小学校 5、6 年生を対象とした「英語科」を実施する本事業は、一般競争入札により決定した委託業者が、学校英語指導助手(以下【意見 31 - 1】において「ALT(Assistant Language Teacher)」という。)を定期的に配置し、授業における英語指導などを行っている。

1 授業時間数

(1) 入札時資料「所要経費の内訳」に記載された授業時間数

(単位：時間)

区分	エリア 1	エリア 2	合計
必要配置時間数	3,636	2,934	6,570

エリア 1：中区、東区、安佐南区、佐伯区にある白島小学校ほか 71 校

エリア 2：南区、西区、安佐北区、安芸区にある荒神小学校ほか 71 校

「ひろしま型カリキュラム小学校英語指導助手委託業務履行場所一覧」には、対象となる全小学校の 5 年生 6 年生の学級数と「授業 9 回実施必要配置時間数」として、学級数に 9 を乗じた時間数が記載され、その合計時間が上記必要配置時間数となっている。

入札時における予定価格は、例えばエリア 1 においては、以下のように積算されている。

ALT 1 人当たりの最大稼働時間数が 980 時間（28 時間×35 週）

一週間の最大稼働時間数は、嘱託職員の時間数を基準にしている。

$3,636 \text{ 時間（必要配置時間数）} \div 980 \text{ 時間} = 3.8 \text{ 人}$

広島市は、嘱託職員の時間数に広島市国際交流員の 2 年目の給料を基準として積算を行っている。

(2) 実施報告書に記載された授業時間数

(単位：時間)

区分	エリア 1	エリア 2	合計
実施授業時間数	2,553	2,062	4,615
授業時間数と準備時間数の合計	3,143	2,536	5,679

監査人が往査をした際、実施報告書に記載された授業時間数及びこれと授業準備時間数との合計時間数を集計した結果は、上記のとおりであった。

仕様書の「2 業務委託の目的」において、「～指導に当たっては、週 1 時間（年間 35 時間）の授業を学級担任と非常勤講師とのチームティーチングによって行うことにしている。（省略）ALT を、1 学級当たり年間 9 回を上限として定期的に配置し、～」さらに、「7 委託時間」には、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時 15 分までということと、委託時限の変更について書かれている。

また、「様式2 実施報告書」には、履行月日、履行場所と内容（授業、教材作成、校内研修等）として1時限～6時限の枠があり、その中に英語授業実施、授業の確認や教材作成（準備時間数）には○を記入するようになっている。監査人は、この記載を集計した。

2 入札時の表示について

- (1) 上記のとおり、入札時資料「所要経費の内訳」には、「必要配置時間数」が、6,570時間と記載されている。他方、「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」は、4,615時間であった。この「授業実施時間数」は、「所要経費の内訳」に記載された「必要配置時間数」の約70%（ $4,615 \text{ 時間} \div 6,570 \text{ 時間}$ ）となる。

「実施報告書」を集計した「授業実施時間数」と「授業準備時間数」とを合計した時間数は、5,679時間であった。「授業準備時間数」を含めると、委託先から提供された業務時間数は、入札時の「必要配置時間数」の約86%（ $5,679 \text{ 時間} \div 6,570 \text{ 時間}$ ）となる。

- (2) この点について担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

ア 本委託業務は、仕様書に「市立小学校に英語指導助手（以下「ALT」という。）を、1学級当たり年間9回を上限として定期的に配置し、授業における英語指導などを行う」と示している。その業務内容は、「英語授業の実施」「英語授業実施に必要な授業案の作成」「授業で活用する教材の提案」「児童が提出した課題などの添削指導」などを行うものである。

イ この内の授業の実施については、各学級の実態やALTの都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定するため、派遣計画が確定するのは、4月末頃になる。

ウ このため、この事業の委託先を決定する入札においても、予定価格の積算資料には、上限9回のみが記載されている。

エ 平成29年度の授業実施時間数は、141校・1,509日（4,633時間）の派遣計画に対して、1,504日（4,615時間、実施率99.6%）あり、適切に履行されている。

- (3) 入札における予定価格の積算資料の中には、前年度の1学校当たりの平均授業実施時間数も（必ず前年どおりの時間数にはなるとは限らない旨の注意書きを付して）併記することが望ましい。

3 契約書及びその添付仕様書の定め

- (1) 委託先事業者が市立学校において英語の授業を行う事業を委託する契約を締結するに当たっては、契約書又は仕様書において、どの学校において、何時間授業を実施するかを、一定の時間数をもって明記するとともにその対価の金額を明記する必要がある。また、実施報告書における授業準備時間の記載について

ても明記する必要がある。

- (2) 担当課の説明によれば、本事業においては、上限として各学校で9時間まで授業を行うことができるようにしているが、実際には、これを上限に各学校における学級の実態やALTの都合等を踏まえながら派遣回数を調整・決定し、授業を実施するため、契約締結日である年度初めには授業時間が確定していないとのことである。この授業時間が確定するのは、4月末頃から5月初め頃までに派遣計画が策定された段階となるとのことである。
- (3) そうであれば、契約書作成時点で一定の時間数を明記することが困難と考えられるため、契約書においては、例えば受託者が授業を行う時間数は別途各学校の授業予定が策定された段階で定める旨を記載するなどして、契約上の定めとしての授業時間を特定する対応をとることが相当である。
- (4) あわせて、契約書又は仕様書において、各学校と委託先との間で、授業時間数や授業日程を協議する方法や時期を定めることで、委託先の履行義務として授業実施日時を実際に決定していく方法を可能な限り具体的に定め、委託先の事情により契約上の時間数に相当する授業が実施されなかった場合の措置を定めることが望ましい。

【意見 31 - 2】 委託事業の検査の在り方について

本事業は、契約締結時点においては、支払委託料額は決定されているのに、授業実施時間は未確定である点が特徴的である。したがって、担当課としては、各学校の授業計画が策定された段階で、直ちに本事業の授業実施予定を、時間数をもって把握することが必要である。

そして、事業期間中においては、「実施授業時間数」とその累計時間数について、委託先から提出される毎月の報告などにより、事業の実施状況の管理・把握を適時に的確に行う必要がある。

あわせて、授業実施予定状況や授業実施実績状況などから、契約方法について経済合理性を継続的に検証していくことが、効率的な行政に資する。

8 【事業 38】 まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト

【指摘事項 38 - 1】 源泉所得税の不納付について

E 中学校学校協力者会議は、平成29年7月から12月までの学習支援員の報償費につき時間数を5時間少なく集計したため、これに相当する源泉所得税140円の納付を失念していた。また、預かった源泉所得税140円を納付せず消耗品費等として使っていた。

担当課は、源泉所得税 140 円につき、当該学校協力者会議の自主財源をもって納付させるべきである。

【指摘事項 38 - 2】 報償費の計算の基礎となる記録の不備について

1 F 中学校において、本事業に係るコーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【指摘事項 38 - 2】において「活動一覧表 A」という。）を確認した。この活動一覧表 A は、監査人が往査に行く旨をあらかじめ連絡した上で、平成 30 年 9 月 14 日に同校に往査した際に、教頭から監査人に提供されたものである。

（活動一覧表 A の記載）

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター －兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
（省略）									
3/20	火	5	2	1	¥920			1	¥920
3/20		6	2			2.5	¥2,300	2.5	¥2,300
3/22	木	6	2	1	¥920		¥0	1	¥920
				4	¥3,680		¥0		¥0
3/23	金	8	3	1	¥920	1	¥920		¥0
3/23	金			4	¥3,680				¥0
3/24	土			4	¥3,680				¥0
3/25	日			4	¥3,680		¥0		¥0
3/26	月	1	1	3	¥2,760		¥0		¥0
3/27	火		1	4	¥3,680		¥0		¥0
3/28	水		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/29	木		2	4.5	¥4,140	4.5	¥4,140		¥0
3/30	金		1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
合計		143	45		¥57,500		¥13,800		¥10,580

この活動一覧表 A は、平成 30 年 3 月 20 日以降の部分を抜粋すると、おおむね上記のように記載されている。

この活動一覧表に記載された活動時間は、コーディネーターと学習支援員に対する報酬を計算する基礎となる（すなわち、単価×活動時間＝報酬と算出される。）。

2 この活動一覧表 A の記載からすると、少なくとも 3 月 27 日、3 月 28 日、3 月

29日、3月30日におけるコーディネーターや学習支援員の活動は、平成29年度事業のための活動ではなく、平成30年度事業の準備のための活動のように見える。本事業は、単年度委託事業の形式をとっているため、原則として当該年度における委託料は、当該年度事業のために支出できるもので、次年度事業のために支出することはできない。

- 3 この点について担当課に確認したところ、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日においても学習支援活動が行われた旨が説明され、改めてコーディネーターと学習支援員の活動時間などが記載された一覧表（以下【指摘事項 38-2】において「活動一覧表B」という。）が示された。

（活動一覧表Bの記載）

月日	曜日	生徒	支援	コーディネーター 兼学習支援員		学習支援員 X		学習支援員 Y	
				時間	支払総額	時間	支払総額	時間	支払総額
（省略）									
3/20	火	5	2	1	¥920			1	¥920
3/20		6	2			2.5	¥2,300	2.5	¥2,300
3/22	木	6	2	1	¥920		¥0	1	¥920
3/22				1	¥920		¥0		¥0
3/23	金	8	3	1	¥920	1	¥920	1	¥920
3/23	金			4	¥3,680				¥0
3/24	土			4	¥3,680				¥0
3/25	日			4	¥3,680		¥0		¥0
3/26	月	1	1	3	¥2,760		¥0		¥0
3/27	火	10	1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
3/28	水	4	2	4.5	¥4,140	3	¥2,760		¥0
3/29	木	7	2	4.5	¥4,140	3	¥2,760		¥0
3/30	金	5	1	4.5	¥4,140		¥0		¥0
合計		169	43		¥57,500		¥13,800		¥10,580

この活動一覧表Bは、平成30年3月20日以降の部分を抜粋すると、おおむね上記のように記載されている。

- 4 上記活動一覧表Aと活動一覧表Bとを見比べると、以下の点において不一致が存在する。

- (1) 活動一覧表Bにおいては、3月27日、3月28日、3月29日、3月30日に学習会が開催されているが、活動一覧表Aにおいてはこの記載がない。

- (2) コーディネーター兼学習支援員の3月22日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が少ない。
- (3) コーディネーター兼学習支援員の3月27日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bが多い。
- (4) 学習支援員Xの3月28日、3月29日における活動時間と活動報酬額が、活動一覧表Aよりも、活動一覧表Bの方が少ない。

このことについて担当課に確認したところ、以下のような説明を受けた。

活動一覧表Aは未完成のものであった。その証左に、平成30年3月27日、3月28日、3月29日、3月30日の生徒数欄は空欄となっている。活動一覧表Bこそが完成版であり、この記載が正しい。

- 5 本事業は、広島市から各学校協力者会議への委託事業である。そのため委託先は、事業終了後は、広島市に対して事業実施報告を行う必要がある。担当課から各学校協力者会議に配布された「平成29年度まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業の流れ」にはこの点について、以下のように記載されている。

学校協力者会議が行う事項として、「事業実施報告書、事業実施決算書、受託費精算書、学習支援者名簿の提出（原則、事業完了後10日以内とし、最終3月31日）」があり、これを受け、担当課が行う事項として、「事業実施報告書の承認（3月31日）」がある。F中学校学校協力者会議もこれに従い、担当課に対して事業実施報告書を提出している。この事業実施報告書には、学習支援開催回数などについて、表形式で以下のように記載されている。

（活動実施報告書の3月と合計）

月	開催回数	生徒	支援者
3月	25	143	39
合計	213	1,196	292

- 6 活動一覧表Aによれば、平成30年3月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

（活動一覧表Aの集計について、3月と合計）

月	開催回数	生徒	支援者
3月	25	143	45
合計	213	1,196	298

活動一覧表Bによれば、平成30年3月及び通年における開催回数・延べ参加生徒数・延べ参加支援者数は、以下のとおりである。

(活動一覧表Bの集計について、3月と合計)

月	開催回数	生徒	支援者
3月	29	169	43
合計	217	1,222	296

7 そうすると、担当課は活動一覧表Bの方が完成版であると説明するが、活動一覧表Aの方が開催回数と参加生徒数において事業実施報告書と一致することとなる。そのため監査人においては、活動一覧表Aと活動一覧表Bとで、どちらが正しいのか明確には判断できなかった。

8 そこで、活動一覧表作成の基となった原資料をもって事実関係を確認しようとした。しかし、F中学校学校協力者会議においては、活動日報のような資料は作成されていなかった。前提として、担当課は、必ずしも各学校協力者会議に対して活動日報のような資料作成は義務付けていない。

担当課は、コーディネーターと学習支援員に、詳細な活動日報の作成を求めると、これが過負担となって本事業に協力してくれる人が減っていくことを懸念すると説明する。

9 コーディネーターと学習支援員の活動時間は、その報酬を計算する基礎となる。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項には「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」と定めている。

また、広島市契約規則第35条第2項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。そして、同項は、給付内容が確認できる書類が契約相手方である学校協力者会議において整備されていることを前提としている。このような書類の整備としては、活動一覧表などの資料が事実関係と正しく一致している点まで含まれるものであり、活動一覧表などの資料が事実関係と一致しない状態では不十分なものとなる。

広島市の委託契約約款を受けて本事業の仕様書4に、委託先において、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託期間経過後5年間保存する旨が定められている。これも、委託先である学校協力者会議において正しい資料が保存されることを意味するものである。

10 報酬計算は契約の重要部分であるため、担当課は、学校協力者会議に対して、

開始時間、終了時間、活動内容が記載された、活動日報の作成を義務付けるべきである。

- 11 加えて、担当課が言うように、活動一覧表Bが事実を正しく表したものであるとするならば、事業実施報告書の開催回数、参加生徒数等の記載は、事実と異なる記載をしていることになる。

担当課は、当該学校協力者会議に対し、事業実施報告書の記載に誤りがあるのであれば訂正し、事実に基づく記載を行わせるべきである。

【指摘事項 38 - 3】 補助対象に該当しない時間に係る報償費について

L 中学校学校協力者会議では、本事業に係るコーディネーターの報償費の中に、地域行事のお祭りの事務局としての活動時間が入っていた。「平成 29 年度事業実施決算書」にコーディネーターの活動時間として報告されている時間数は、425.5 時間であり、内訳は、事務処理時間 349 時間、地域貢献活動の活動時間 72.5 時間、地域行事の会議 4 時間であった。この地域行事は、地域の保育園・小学校・中学校と地域住民の合同のお祭りである。

当初、この地域行事の事務局としてコーディネーターが個別に受けた職務については、当該事業の報償費は当たらないのではないかと考えの下に担当課に調査を依頼した結果、地域行事の準備や片付けはこの事業の報償費に認められるが、地域行事の実行委員会の会議（7 月 18 日、9 月 15 日、10 月 24 日）の 4 時間分 3,680 円は対象外経費に当たるとの回答を受けた。

担当課は、当該コーディネーターの対象外報償費 3,680 円につき、本事業委託料の返還等を要求すべきである。

【指摘事項 38 - 4】 地域貢献活動における点字講師と手話講師の講師料について、報償費以外の科目で計上していた件及び源泉所得税を徴収しなかった件について

G 中学校学校協力者会議では、点訳サークルには、講師謝礼代として 46 千円が、手話講師には手話講師料として、25,760 円（うち 7,082 円のみ本事業負担、残額は PTA 負担）が支払われていた。

G 中学校学校協力者会議の実施報告書において、点字講師と手話講師の講師料は、本来、地域貢献活動の中の「報償費」として計上し、講師料から 3.063%の源泉所得税を徴収し税務署に納付するよう「まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業関係書類説明書」では指導されている。しかし、G 中学校学校協力者会議では、「報償費」ではなく「消耗品費等」に計上されていた。さらに、この報償費は、源泉所得税が徴収されていなかった。

担当課は、講師謝礼代 53,082 円（46,000 円 + 7,082 円 = 53,082 円）について、

事業実施報告書の費目を「消耗品費等」から「報償費」に訂正するようG中学校学校協力者会議に対して指導する必要がある。また、当該学校協力者会議に、該当の講師から源泉所得税の未納分 1,624 円を徴収した上で、税務署に納付させるべきである。

【指摘事項 38 - 5】 学校協力者会議が認められない備品（パソコン及び冷蔵庫）を購入し、事実と反する領収証を受け取った件について

担当課によれば、本事業に係る備品の購入費用は本事業の補助対象経費として認められておらず、本事業に関する説明会において、その旨を学校協力者会議に対して担当課が口頭で伝えている。なお、備品の定義は「広島市物品管理事務の手引」の定めを適用しており、「広島市物品管理事務の手引」は「その性質又は形状を変えることなく、長期間にわたって使用できるもの及びその性質が消耗品のものであっても、標本及び陳列品又はこれらに類するものとして保管するもので、取得価額又は評価価額が 20,000 円以上のものを備品とします。」としている。

H中学校を往査し、本事業に係る「平成 29 年度事業実施決算書」、預金通帳、請求書等の関連証憑を確認した。

その結果、「平成 29 年度事業実施決算書」のコーディネーターに係る消耗品費の決算額にはパソコン購入費用 163,124 円が含まれており、教育支援活動に係る消耗品費等には冷蔵庫購入費用 30 千円が含まれていることが判明した。いずれも備品に該当するものであり、本事業の補助対象外経費である。

H中学校学校協力者会議は、パソコン及び冷蔵庫の購入費用について、20 千円以上の物品であっても、領収証を分割して購入すれば消耗品として扱うことができると誤って認識していたため、取引業者に領収証を複数枚に分割して発行してもらった。なお、領収証 1 枚当たりの金額は、備品の計上基準である 20 千円に満たない金額に調整されている。具体的には、パソコン 1 台の領収証は 17,734 円が 9 枚と 3,518 円が 1 枚に分割して発行されており、冷蔵庫 1 台の領収証は 15 千円が 2 枚に分割して発行されていた。

また、事業実施後にH中学校学校協力者会議が担当課に提出した「平成 29 年度まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業 事業実施報告書」に添付する「平成 29 年度事業実施決算書」の「内訳」の記載では、上記新品のパソコンを購入したにもかかわらず、「中古パソコン」と事実と異なる記載をし、上記冷蔵庫については「収納庫」として、一般的な表現とは異なる記載をしていた。

パソコンはコーディネーター等が本事業に関連する資料を作成する際に使うものであり、冷蔵庫はコーディネーター等が打ち合わせ等に使う部屋及び学習支援を実施する部屋の一部に冷房が設置されておらず、暑さのため夏に体調を崩すコーディネーター等がいたため、飲料保管用として購入したものであるとの説明を教頭が

ら受けた。

確かに本事業に関する書類作成にパソコンは必要であるし、学習支援活動は7月、8月、9月にも開催されており、冷房のない部屋での活動には冷たい水分の補給が必要であることも理解できる。しかし、他の学校協力者会議が同様の条件下で本事業を実施していることを考えれば、本事業専用のパソコンと冷蔵庫が無ければ本事業が遂行できないとまでは言えず、決められたルールの範囲内での事業実施を行うべきである。

20 千円以上の物品であっても、領収証を分割すれば消耗品として扱うことができるという誤った認識に基づいてパソコンと冷蔵庫を購入したのは、本事業では備品の購入を認めないという担当課の説明に反している。

また、「平成 29 年度事業実施決算書」の「内訳」の記載では、上記新品のパソコンを「中古パソコン」と記載し、上記冷蔵庫について「収納庫」と記載した点については、新品のパソコン及び冷蔵庫を購入した事実を伏せたいという意図が伺われる。

パソコンと冷蔵庫の購入費用の合計 193,124 円は補助対象経費として認められない。よって担当課は、本事業委託料の返還要求等を検討されたい。

【指摘事項 38 - 6】 ボランティアへの茶菓のお礼について

平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A（以下【指摘事項 38 - 6】において「文科省 Q & A」という。）の Q33 には次の記載がある。「Q33 ボランティア等への謝金を商品券、金券等で支払うことは可能か。」「A33 金券や商品券での謝金の支払は認められません。同様に、物品（例えば千円相当の茶菓等）での支出も認められません。」

H 中学校学校協力者会議では、地域貢献活動として、地域緑化のためプランターの贈呈運動を実施した。地域住民 2 名が来校し、コーディネーターとの打ち合わせ及び生徒への花植えの指導を行ったが、謝金の受取を頑なに拒否されたため、やむなく茶菓を購入してお礼として渡したものである。なお、茶菓の購入費用は 1 人当たり 1,620 円、合計 3,240 円であった。

監査人が H 中学校において聞き取りを行ったところ、文科省 Q & A の存在を認識していなかった。事業開始前に担当課から適切な周知が行われていれば、上記の支出は行われなかった可能性が高いと考える。

担当課は、学校協力者会議に対して「地域学校協働活動推進事業」実施に係る会計処理について、より詳細な周知を行う必要がある。

【指摘事項 38 - 7】 領収証の紛失について

K 中学校学校協力者会議では、通信費の中の切手代(242 枚 18,544 円)のうち 72 枚分について領収証が保管されていなかった。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第 19 条第 2 項には「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。」と定めている。また、広島市契約規則第 35 条第 2 項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。

担当課においては、領収証の整理と 5 年間の保管を指導しているとのことであったが、領収証を紛失することなく適切な整理、保管についての指導を行うべきである。

【意見 38 - 1】 事業費の管理方法について

L 中学校学校協力者会議では、本事業のための普通預金口座において 90 万円の事業費を管理していた。年間を通じて仮払い処理が多く、収支帳簿の残高と通帳残高に乖離が見られた。本事業の監査のための詳細な資料の請求を開始した後の平成 30 年 9 月 5 日に通帳に入金がされていた。これは、当該学校協力者会議が事業費として当面必要な金額の現金を引出し管理していたもので、通帳残高と収支帳簿の残高を合わせるために同日に入金したものである。

今回、監査を行った他の学校においては、事業費を使うときは支払者が立替えて支払い、後日、銀行にて領収証と同じ金額を 1 件ずつ引き出し、その通帳に印字された金額の横に「 」と書き込みがされていた。この「 」の番号は、同じ金額の領収証にも記載し、管理されていた。この方法でも良いと思われるが、担当課においては、例えば、現金出納帳を利用するなど現金管理の効率的な方法を検討するとともに、その指導を徹底して行うべきである。

【意見 38 - 2】 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の使用方法について

学習ソフトの利点は、生徒が自分の理解度に応じて取り組むことができることである。自主的に苦手科目を克服すべく勉強したり、受験勉強対策にも対応できる優れた教材である。

しかし、生徒が個々に学習ソフトを使用できる環境にあるとは限らないなど、必ずしも効果的な使われ方がなされているとは言えない状況が見受けられる。

担当課は、この学習ソフトの効果的な使用の仕方につき、異なる職業経験を持つ様々な年齢のコーディネーターの方々への指導を、1回にとどまらず必要に応じて丁寧に行うべきである。

【意見 38 - 3】 コーディネーター、学習支援員、体験活動外部講師の実働時間に係る学校ごとの認識の違いについて

広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準では、コーディネーター、学校の教育支援活動に係る協力支援人材、体験活動に係る協力支援人材には1時間当たり単価 920 円の報償費が支払われる。

放課後学習会の実働時間数については、放課後学習会としての時間のみを実働時間としている者もいれば、放課後学習会前後の準備や時間延長した指導分も含め 20 分～1時間くらいを加算している者もいた。

G中学校学校協力者会議の学習支援に関する「学習支援活動時間数」には、学習支援員の活動時間が、定期テストの期間中は1日3時間、水曜学習会については総活動時間が記載されており、1日2.5時間として算出している。

他方で、保護者に配付した「第3回放課後学習会の実施について（お知らせ）」においては、放課後学習会の実施時間が50分程度と記載されており、そうすると、上記学習支援活動時間数と、放課後学習会の実施時間数との間には、差異が生じている。

これは学習支援員が放課後学習会の準備を行っていた時間を計上しているためである。ただし、この放課後学習会の準備を行っていたことについては活動記録が作成されていない。

文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項には、「補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。」と定めている。また、広島市契約規則第35条第2項には「検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。

また、時間報告においては、「〇時間」ではなく「 : ~ : 」の採用が望ましい。これは、単に4時間と書く時と14:00～18:00と書く時では緊張感が違うし、その時間の前後との整合性を考慮する動作を伴うことから、正確な時間の把握につながる。例えば昼休憩の30分の指導であれば、30分でも1時間と書き間違えやすいが、12:30～13:00と書くには、4時限目の終了時間と5時限目の

開始時間、昼食の時間を考えてかなり限定されてくる。人によって時間の感覚は異なるので、「○時間」ではなく「 : ~ : 」の採用が望ましい。

担当課においては、報償費の実働時間の管理のために、簡単に記入できる日誌や活動記録の様式を定め、時間管理においては、「 : ~ : 」の記入を励行すべきである。

【意見 38 - 4】 報償費に係る源泉所得税について

広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準によれば、報償費の支払に際し税率 3.063%の源泉所得税を差し引き、翌月 10 日までに納付するよう記載がされている。

これは、乙欄対象者（二か所以上の会社等で給与をもらっている者）に対する税率である。コーディネーター等がこの事業の従事者にいくつかの仕事を掛け持ちしているかなど聞けない状況下であれば、全員に乙欄の税額で対応することも致し方ない方法であると思われる。しかし、この事業の従事者の中には、他に職業を持たない者もいる。

N 中学校学校協力者会議では、報償費の源泉所得税の計算ミスがあった。報償費の支払が平成 30 年 1 月から 3 月までであったため、相応の訂正方法を、後日校長に伝えた。コーディネーターはボランティア性が高く、決して報償費が高いわけではない。しかし、所轄税務署に「給与支払事務所の届出」を提出し源泉徴収義務者として報償費を支払う支援員の方々の年末調整等を行い、広島市に給与支払報告書を税務署には法定調書合計表を提出しなければならない。

担当課は、各中学校の学校協力者会議が源泉徴収義務者としての責任が果たせるよう、周知徹底を図るべきである。

【意見 38 - 5】 学習ソフト「みんなの学習クラブ」の事実と異なる記載の領収証の授受がなされた件について

F 中学校学校協力者会議では、実際の支払日とは違う日付けの領収証が保存されていた。

広島市では、「みんなの学習クラブ」という学習用ソフトを推奨している。請求書には、「みんなの学習クラブ 小中学校パック 学校ライセンス」とあり、数量単位は、1 校、単価は 129,600 円(税込み)となっている。実際の支払は、平成 30 年 1 月 12 日に 129,600 円振り込まれているが、販売業者より平成 29 年 6 月 30 日から平成 30 年 3 月 30 日までの金額 12,960 円の領収証が 10 枚添付されており、監査項目報告書（費目別の報告書）には、領収証のとおり 10 か月にわたり 12,960 円が記載されていた。振込手数料は、平成 30 年 1 月 12 日に 756 円のみであった。

業者が分割して、事実と異なる日付けの領収証を発行している。この領収証は、

そのまま当該学校協力者会議に保存されていた。事実と異なる領収証が発行され、F中学校学校協力者会議がこれを受け入れたこと自体が、深刻な問題である。

領収証は、支出を証明する重要な証拠書類であり、会計の基礎となる書類である。結果的に総額が一致していればよいという問題ではない。事案によっては、支払時期や当該支払における支払額が重要となる場合が存在するからである。特に、概算精算方式においては、委託料から実際に使用された金額が差し引かれ、残額が市に返還される。そうすると、実際に使用された金額が正しく計上されることが重要となり、その使用金額を裏付ける資料として領収証は一層の重要性をもつ。文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第19条第2項が支出内容を証する書類の整備と保管を定めているのも、これが重要な書類だからこそである。

本件においては、1回の支払に対して総額を合わせて10枚もの領収証が発行されており、単なる1枚の書き間違いなどではありえない。その金額も決して少額ではない。そして、学校協力者会議は、これを受け取っている。それは、F中学校学校協力者会議が、領収証の記載が事実とは異なることを認識していながら、これを受け取ったものと言わざるを得ない。この事例を見るに、今後においても事実と異なる記載の領収証の授受がなされるリスクがあることについて、担当課は注意を要する。

付言すれば、本事業は比較的新しい事業であるため、学校協力者会議においても必ずしも取扱いに熟達していないことから、領収証が事実と異なっている事態がミスとして発生するリスクがあることについても、担当課は注意を要する。

そして本件は、事業実施決算書の記載の検査だけでは問題点を把握することができず、事業実施決算書と領収証を照合することをもってしてもなお問題点を把握ができなかったものであり、領収証と販売事業者口座への振込伝票又は学校協力者会議の預金通帳とを照合してはじめて問題点を把握できる事案であった。

広島市契約規則第35条第2項には「(省略)検査を行わなければならない。」と定めている。担当課は、本事業を学校協力者会議に委託しており、これは委託契約に該当するため、本事業にも同項が適用される。そして同項は、給付内容が確認できる書類が契約相手方である学校協力者会議において整備されていることを前提としている。このような書類の整備としては、領収証などの資料が事実関係と正しく一致している点まで含まれるものであり、領収証などの資料が事実関係と一致しない状態では不十分なものとなる。

あわせて、担当課は、このような指導及び検査方法を念頭に置いて、この事業における仕様書、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業実施要領及びまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業経費基準の改善を行うべきである。

【意見 38 - 6】 中学校の消耗品を借用することについて

P中学校において、本事業のプリンターのインク代について確認したところ、平成 29 年度は、平成 30 年 2 月 26 日に黒 10 本とカラー 3 種を各 10 本(合計 40 本)で 78,910 円購入している。なお、平成 30 年度のインクの購入を確認すると、4 月から 10 月までの間では 1 本もないとの回答を得た。

同校によると、この事業の初年度であり、どのくらいの予算消化ができるか不明であったため、取りあえず学校と同じプリンターを購入し、インクは学校の物を使用していた。年度の終わりに借りていたインクを購入して返したとのことであった。平成 30 年 4 月から監査に伺った 10 月までの間でインクを 1 本も購入していないことについて、昨年度と同様に学校のインクを借りて使用しているとの回答であった。しかし、インクを学校側から借りたという管理簿や証憑は何もなかった。

この事業の実施主体は、各学校の学校協力者会議である。文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領「地域学校協働活動推進事業」6(2)オにおいて、「消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校や PTA 等が通常使用するものと明確に区分し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。」との記載がある。

学校側に消耗品等を返却する場合には、管理簿を作成している場合に行うべきであり、管理簿が作成されておらず、使用した消耗品等の分量が客観的に証明できない場合にこのような資料上の根拠もなく消耗品等の引き渡しを行うことは相当ではない。

学校と学校協力者会議の間で消耗品等の貸し借りをを行っている場合は、管理簿をつけることが相当である。

【意見 38 - 7】 平成 30 年 4 月以降に使用する消耗品費等代について

1 N中学校学校協力者会議では、プリンターのインクを以下のように購入している。

購入年月日	ブラック	カラー
平成 29 年 6 月 21 日	1 本	1 本
平成 29 年 9 月 12 日	1 本	1 本
平成 29 年 10 月 12 日	2 本	0 本
平成 30 年 1 月 10 日	2 本	1 本
平成 30 年 2 月 14 日	2 本	1 本
平成 30 年 3 月 7 日	4 本	2 本

上記のとおり、平成 30 年 3 月 7 日のインク購入数量が年度末近くにもかかわ

らず多くなっている。

- 2 N中学校においては、在籍生徒数 36 名のうち 31 名が学習会に参加している。そして、年間延べ参加生徒数は 418 名であった。学習支援学習サポーター活動記録票には、N中学校における学習会開催日は次のとおりであった。

平成 30 年 3 月 1 日

平成 30 年 3 月 6 日

また、N中学校学校協力者会議は、平成 30 年度においては、平成 30 年 9 月 4 日までインクを購入しておらず、平成 30 年 9 月 5 日に年度で初めてブラックを 4 本購入している。

これらの事情からすれば、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクは、平成 29 年度事業用ではなく平成 30 年度事業用であるかのようにも見える。そして、平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクで平成 30 年 9 月頃まで印刷を行っていたとも見える（ただし、本インクは、写真印刷も可能なインクであり、メーカーにおいてインク 1 本当たりの印刷可能枚数は公表されていない。）。

- 3 この点について、担当課の説明は、以下のとおりであった。

- (1) 平成 30 年 3 月 7 日以降、平成 29 年度放課後学習会は開催されていない。
- (2) 平成 30 年 3 月 7 日に購入したインクは以下の用途に使用した。ただ、印刷枚数の詳細までは明らかではない。

平成 30 年 3 月中旬において、5 教科 3 学年分の学習プリントとその解答約 2,000 枚を印刷した。なお、印刷した学習プリントは、その後、生徒が図書室で閲覧し、コピーを持ち帰って学習することもできるようにしたものである。

本事業の活動内容をまとめた報告書を作成した。

- (3) インクの残本数を管理する管理簿のようなものは作成されていない。

- 4 上記説明からすれば、必ずしも平成 30 年度 3 月 7 日に購入したインク全部が次年度に用いられたものではないとしても、平成 30 年 9 月 5 日までインクが購入されていない点からすれば、平成 29 年度末日において相当程度余剰が存在していたものと推察される。

- 5 本事業は、単年度事業の形式である。したがって、本来、当該年度の事業に必要なものについて支出が行われることが原則である。年度末での消耗品の購入については、特に有効性や経済性を考慮し、年度内に使用する適正な分量を購入して余剰が生じないように心掛けることが必要である。

【意見 38 - 8】 教育支援活動専用教室以外での使用物品の消耗品費計上について

F 中学校学校協力者会議は、F 中学校の教育支援活動専用教室（以下【意見 38 - 8】において「絆教室」という。）以外の教室に、両面コルクボード 13 枚 13,362 円をお知らせボードとして使用していた。また、同校では生徒用の机と椅子の脚にリサイクルテニスボールを履かせ日常的に消音効果を図っている。平成 30 年 2 月 28 日と 3 月 31 日の 2 回にわたり合計 1,800 個 6 千円購入している。絆教室（約 30 席）に使用したものが 240 個としても、1,560 個 5,200 円についてはこの事業の対象経費といえるか疑義がある。

これは、文部科学省の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領の 6. 費用の(2)地域学校協働活動の実施・運営経費オの中で、「(省略)なお、学校や PTA 等が通常使用するものと明確に区分し、まぎれのないようにすること。(省略)」とされていることに抵触するおそれがある。

絆教室は、1 室しかなく参加生徒が多い場合、近くの教室を借りることがある。また、広島市のまちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業実施要項「4 事業の内容」(1) 家庭・地域による教育支援活動「イ 授業等における学習補助」の記載があり、放課後学習会以外授業中においても、コーディネーターや学習支援員が生徒の学習の補助を行うこともこの事業に該当するとしている。

担当課によれば、両面コルクボードは各教室における放課後学習会関係のお知らせ用であるし、放課後学習会等で教室が不足する場合、当該学校の全教室がこの事業の教育支援活動用の教室となる可能性があるため、両面コルクボードも消音用のリサイクルテニスボールも当該事業の経費として認められるとのことである。

しかし、放課後学習会は、絆教室以外の教室を使用することもあり得ようが、あらかじめ絆教室を準備し、この教室に教育支援活動用の物品を備えているのであるから、参加人数次第ではあるが、絆教室を中心的に利用して放課後学習会を行うことが効率的な事業遂行といえる。

したがって、両面コルクボード、リサイクルテニスボールを絆教室以外の教室に配置することは効率性の観点から疑問がある。また、購入日が平成 30 年 2 月 28 日と 3 月 31 日となっており、少なくとも平成 29 年度事業としては、事業効果が薄い。

今後においては、費用対効果を勘案して本事業の学習支援活動用の教室を中心に実施することを検討されたい。

【意見 38 - 9】 ルールの整備について

前提として、広島市は、本事業を学校協力者会議に委託している。学校協力者会議は、広島市とは別個の存在であり、かつ、法令をもって法人格が定められているわけではない団体である。広島市は、学校協力者会議に本事業を委託するに当たり、

広島市契約規則第 24 条により見積書を徴しており、広島市契約規則第 27 条第 2 項に基づき契約書の作成を省略しつつも承諾書を徴している。

このような団体に事業を委託する場合のルール整備について、以下に述べる。

- a 本事業の説明資料として、以下の資料の開示を受けている。
- ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」(20 文科生第 8117 号 平成 21 年 3 月 31 日 文部科学大臣決定 最終改製平成 29 年 3 月 31 日)
 - ・ 「平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A」(平成 29 年 2 月 23 日・文部科学省生涯学習政策局 社会教育課地域・学校支援推進室)
 - ・ 「平成 29 年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について」(事務連絡 平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省生涯学習政策局 社会教育課地域・学校支援推進室)
 - ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(平成 27 年 3 月 31 日 一部変更:平成 29 年 3 月 31 日 生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定)

広島市は、上記資料中の地域学校協働活動推進事業として、まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトを実施している。

ところが、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」には、国の地域学校協働活動推進事業との関連性が何ら記載されていない。そして、担当課は、本事業を実施する学校協力者会議に対して、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」「平成 29 年度「地域学校協働活動推進事業」実施要領 Q & A」「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」を配布していない。

したがって、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」に国の地域学校協働活動推進事業との関連性を明記して、上記資料も配布するなど、その内容を周知するとともに、国と広島市とのルールと整合するよう、広島市の「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」を整備する必要がある。さらに、広島市と学校協力者会議とが別個の団体であることから、次項以下について十分な整備をされたい。

- b 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」には、本事業の目的や内容は示されているものの、委託料をどのような経費に使用してよいかを定めた項目が存在しない。詳細な経費の用途については、担当課による年度当初の説明会で「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業経費基準」を示している。しかし、これに法的拘束力を持たせるためには、学校協力者会議の承諾書による承諾の対象となる形式、すなわち通常は仕様書中に例えば、「本事業のために支出することができる経費の範囲は、別紙事業経費基準に定めるとおりで

ある。」などと記載することにより、仕様書と事業経費基準とが一体となった形式をもって定める必要がある。また、その内容についても、上記文部科学省の資料を参照するとともに、行政コストなども勘案し、より詳細に定められることが望ましい。

担当課は、本事業を実施する学校協力者会議に対して、購入できる物品は、1個が20千円以内のものであると指導していた。しかし、このことは、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」にも「仕様書」にも明記されていない。「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」15頁には、「備品とは、1個当たり金額が3万円以上とする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。」「放課後等の地域学校協働活動に必要な備品の整備に係る経費は、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子供の数等）に応じて積算しても差し支えないが、1か所当たり210千円を上限とする。」と記載されている。

そうすると、担当課が上記のように指導するのであれば、「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」と「仕様書」に備品購入の可否や購入可能物品が20千円以内であることを記載すべきである。また、費用を使用することができる範囲を記載すべきである。

- c 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」には、広島市が学校協力者会議による委託料の用途について検査する旨が定められていないので、これを定めるべきである。
- d 「まちぐるみ『教育の絆』プロジェクト事業実施要項」には、
 - ・ 委託料で購入した物品の所有権の帰属（広島市に帰属すると定めることができればそれが望ましい。）
 - ・ 学校協力者会議は、本事業遂行のために必要な範囲で、広島市立中学校の施設・備品を無償で使用する旨を定めるべきである。

【意見 38 - 10】 成果の共有と改善について

まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト事業について効果の観察と改善を意識的に行う必要性が高い。そのために、本事業実施中学校及びその学校協力者会議の担当者が集まって、事業の取組方法やその成果について、情報交換や意見交換を行い、書面の形式で残すなどして、継続的に改善方法を策定し、その成果を集積していくことが望ましい。

9 【事業 40】 不登校児童生徒適応指導教室（ふれあい教室）の運営

【意見 40 - 1】 「広島市情報セキュリティポリシー」に基づく USB メモリの取扱いについて

USB メモリは担当課が一括購入（平成 29 年度は、合計金額 18,144 円、合計 11 個の USB メモリを購入）し、納入を受けた上で、ふれあい教室に対し USB メモリを配付し、ふれあい教室は当該 USB メモリに児童生徒の通室状況のデータ（以下【意見 40 - 1】において「データ」という。）を格納したものを担当課に手交している。データには個人情報（児童生徒の氏名）が含まれている。

担当課においては、「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2(1)に基づき、管理台帳を作成した上で、上述の USB メモリ手交の都度管理台帳への記録が必要であるにもかかわらず、担当課は USB メモリの授受を記録する管理台帳を作成していない。

また、担当課は「広島市情報セキュリティポリシー」第 3 章 第 3 2(2)ウ(ウ) a(a)に基づき、データに対して暗号化又は利用者の権限に応じたアクセス制御を行う必要があるが、データにパスワードを付す等の対応策を講じていない。

なお、監査人の意見に基づき、担当課は上述の管理台帳を作成し、USB メモリを授受する都度管理台帳への記録を行っているほか、各ファイルにパスワードを付すよう業務を改善している。

【意見 40 - 2】 USB メモリの通番管理について

上述の USB メモリは担当課が購入し、ふれあい教室に配付しているが、USB メモリに通番を付した上で配付先を記録するといった管理を行っておらず、ふれあい教室が個々に ID を付す取扱いとなっている。

USB メモリの紛失等に伴う個人情報の漏洩を未然防止すべく、担当課において全ての USB メモリに通番を付して管理し、定期的に棚卸を行うといった改善策が考えられる。

なお、監査人の意見に基づき、担当課は USB メモリの連番管理表を作成している。

10 【事業 41】 非行防止地域巡回事業

【意見 41 - 1】 青少年指導員に支払う謝礼金について

広島市は青少年指導員に謝礼金を支払っているが、その受領は、各青少年指導員が地区毎に定めた代表者（以下【意見 41 - 1】において「代表者」という。）に委任する旨定めている（「広島市青少年指導員設置要綱事務取扱要領」第 3(2)）。

代表者は受領した謝礼金を各青少年指導員に引き渡すこととなっているが、広島市においても、謝礼金が代表者から各青少年指導員へ確実に引き渡されたことを確認する仕組みの整備、運用に努められたい。